

ESG Information on FTSE Russell 2024

A content index of "FTSE Russell" for our ESG information is as follows.
The information provided covers the performance of TEPCO and it is updated in each of linked section periodically.

As of April, 2024

Anti-Corruption	
GAC01	<p>GAC01_1 [YES]</p> <p>東京電力グループでは、ISO26000（企業の社会的責任の国際規格）の発行や、SDGs、ESG等の新たな企業の社会的責任の内容の反映、また、当社グループ経営理念の見直しを踏まえた内容の反映を目的として、当社グループとして果たすべき社会的責任の大枠を示した「東京電力グループ企業行動憲章」を2022年4月1日に改定いたしました。</p> <p>東京電力グループ企業行動憲章において「国内外において、安全の最優先と企業倫理の徹底の下、高い倫理意識をもって誠実に行動しつつ、法令やルールを遵守」と明示しており、4章では「透明な事業活動の推進」を掲げています。</p> <p>また、同憲章に基づく「企業倫理遵守に関する行動基準」において「高い倫理感を持って誠実に行動できるよう」基準を定めており、「法令等の遵守」では「市場において良識ある行動に努め、構成、透明、自由な取引を行います。また、お取引先の公正かつ自由な競争を阻害するような行為を行いません。」とし、「社外との適切な関係」においても「贈答や接待については、受ける場合、行う場合とも、良識の範囲内にとどめ、節度ある健全な関係を保ちます」として、贈収賄防止への対応をコミットしています。</p> <p>【企業行動憲章】P1 https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/group_philosophy/pdf/kensyou.pdf</p> <p>【企業倫理遵守に関する行動基準】P1,P2,P4 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/pdf/kijun.pdf</p> <p>【企業倫理遵守・コンプライアンス】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/compliance-j.html</p>
	<p>GAC01_2 [YES]</p> <p>東京電力グループでは、贈収賄防止活動を含む企業倫理を遵守した業務運営の実践・定着を図るために、主に以下の4つの取り組みを行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 企業倫理遵守の方向性・基準の明示 （2） 社会常識に沿った業務運営・企業倫理徹底のための推進組織の整備 （3） 実践・定着活動（「しない風土」「させない仕組み」「言い出す仕組み」の構築） （4） 調達活動を行う各国・地域において適用されるすべての関連法令・社会規範遵守例えば、全社大のリスク管理として半期に1回、定期的な見直しを実施しており、そのうち重要リスク管理として贈収賄等の「社員不正」の項目を想定しています。 <p>なお、リスク管理委員会は取締役を兼務する執行役社長を委員長としています。また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」を設置し、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員に遵守させ、贈収賄・腐敗防止等の企業倫理に反する事案の調査・対応などについて規程に基づき審議する等、コンプライアンス経営を推進しています。</p> <p>現場レベルにおける企業倫理活動では、贈収賄に関する不適切な例も挙げ、定期的に講習会やミーティングを行っています。また、東京電力グループ調達基本方針とサステナブル調達方針では、当社グループ及び取引先の皆さまが行う全ての調達活動において、あらゆる利害関係者への贈賄・過度な贈答や接待を含む不適切な利益の供与ならびに授受、発注者の立場を利用した優越的地位の濫用、カルテル・談合等への関与をしないようにガイドラインを定めております。</p> <p>【企業倫理遵守・コンプライアンス】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/compliance-j.html</p> <p>【コーポレートガバナンス報告書】 P15 https://www.tepco.co.jp/about/ir/management/pdf/gover-j.pdf</p> <p>【企業倫理遵守に向けた取り組み】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/</p> <p>【東京電力グループ企業倫理委員会】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/committee.html</p> <p>【東京電力グループ調達基本方針】 https://www.tepco.co.jp/about/procurement/basic/policy-j.html</p> <p>【東京電力グループサステナブル調達ガイドライン】 https://www.tepco.co.jp/about/procurement/basic/sustainable-j.html</p>

GAC02	<p>GAC02_1 [YES] 東京電力グループ企業行動憲章において、社員の汚職・贈収賄・利益相反といった不正防止に関するポリシーを定めています。</p> <p>(1) 法令の遵守 ○ 私たちは、国内外の法令およびその精神を遵守し、社会のルールに従って行動します。</p> <p>(1) お客さまやお取引先との関係 ○ 私たちは、お客さまやお取引先などに対し、常に相手の立場にたって考え、誠実に接します。贈答や接待については、受ける場合、行う場合とも、良識の範囲内にとどめ、節度ある健全な関係を保ちます。</p> <p>(2) 政治や行政との関係 ○ 私たちは、国内外を問わず政治や行政に対し、健全で透明な関係を保ちます。親睦等の単なる交流についても、その時期や態様等をよく考慮し、十分に節度を保ちます。</p> <p>(3) 反社会的勢力に対する姿勢 ○ 私たちは、反社会的な勢力に対し、毅然とした態度で臨みます。どのような名目であっても、いかなる利益供与も行いません。</p> <p>3. 公私のけじめ ○ 私たちは、会社における職務や地位を、私的利益のために利用することはありません。 ○ 私たちは、私的利益が会社と対立する状況が生じた場合、中立的な立場を維持し、会社に不利益となるような行為を行いません。</p> <p>【企業行動憲章】 https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/group_philosophy/pdf/kensyou.pdf</p>
GAC03	<p>GAC03_1 [YES] / GAC03_2 [YES] 当社は、コーポレートガバナンス報告書の4章で、取締役及び執行役は、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させること、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する、としております。</p> <p>また、東京電力グループ企業行動憲章の8章で「経営に携わる者の役割」を掲げ、「取締役や執行役をはじめとする経営に携わる者は、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の下、それぞれの役割に基づき、率先垂範の上、本憲章に則した行動の徹底をはかります。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神の共有を働きかけます。また法令違反や不祥事、その他本憲章の精神に反する事態が発生した時には、速やかに問題解決、原因究明、再発防止に取り組み、その責任を果たします」としています。</p> <p>東京電力グループ企業倫理相談窓口（内部通報窓口）寄せられた、贈収賄・腐敗防止を含む通報・相談事案は、東京電力グループ企業倫理委員会にすべて報告・付議し、必要に応じてその事案の内容や再発防止策を公表しています。また、同委員会の内容については、リスク管理委員会との連携や、執行役員会、取締役会に報告・付議する体制を整備しています。</p> <p>また、企業倫理に関する社員への意識調査の調査結果を取締役に報告しており、調査を通じて企業倫理の定着状況を確認し、企業倫理活動の方針・計画へ反映しています。</p> <p>加えて、企業行動憲章や行動基準では、贈収賄のみならず、差別や脱税、データ改ざん、個人情報・知的財産の漏洩、インサイダー取引等のあらゆる腐敗の防止をカバーしています。それらの腐敗に関する事項は、「社員不正」として重要リスク管理項目として設定しており、全社大のリスク管理として半期に1回、定期的な見直しを実施しています。当社は企業倫理遵守が経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクと定めており、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」で適切に管理され、リスクの現実化を予防するとともに、取締役会において、重要な経営課題の決定をはじめとした決議に活用され、贈収賄や腐敗防止について監督を行っています。</p> <p>【コーポレートガバナンス報告書】 P15 https://www.tepco.co.jp/about/ir/management/pdf/gover-j.pdf</p> <p>【企業倫理遵守・コンプライアンス】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/compliance-j.html</p> <p>【企業行動憲章】P2 https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/group_philosophy/pdf/kensyou.pdf</p> <p>【企業倫理遵守に関する行動基準】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/pdf/kijun.pdf</p> <p>【企業倫理委員会】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/committee.html</p> <p>【リスクと機会】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/risk_opportunity-j.html</p>
GAC04	<p>GAC04_1 [YES] / GAC04_2 [YES] 当社は、M & Aを実施する際、贈賄リスクが高いと考えられる場合においてデュー・デリジェンスを実施し、ビジネス・パートナー等に贈収賄関連法違反の問題がないか等を確認しています。</p> <p>また、サプライヤーに対する行動規範「サステナブル調達ガイドライン」において、『東京電力グループ企業行動憲章』等に掲げた当社の贈収賄・汚職・腐敗防止に関する企業行動指針に則っていただくことを依頼しています。</p> <p>具体的には、「サステナブル調達ガイドライン」の「4. 法令・社会規範の遵守」において、「いわゆる汚職や贈賄、過度な贈答や接待を含む不適切な利益の供与ならびに授受、皆さまのサプライヤーに不利益を与えるような行為の強要、さらにはたとえ東京電力グループとの取引外であったとしても、カルテルや談合等公正な競争を阻害する行為に関与させない」ことを定めています。</p> <p>サプライヤーには、同ガイドラインを適切に実施していることを宣言する遵守確認書を提出いただくとともに、遵守状況確認のため「サステナブル調達アンケート」を実施しています。当該アンケートには、「法令・社会規範の順守」や「リスクマネジメント」等の項目が含まれており、こうしたプロセスを通じてサプライヤーの汚職防止を包括的にカバーしています。</p> <p>【サステナブル調達ガイドライン】P2 https://www.tepco.co.jp/about/procurement/basic/PDF/Sustainable-guidelines-j.pdf</p> <p>【サステナブル調達ガイドライン遵守確認書】 https://www.tepco.co.jp/about/procurement/basic/PDF/Conf-Sustainable-guidelines-j.docx</p>

GAC05	<p>GAC05_1 [YES] /GAC05_2 [YES]</p> <p>当社グループは、東京電力グループ企業倫理相談窓口（匿名の内部通報窓口）を設置し、社員やグループ会社、取引先、委託先等の当社グループの仕事に関わる方々から、贈収賄や法令違反、腐敗防止を含む企業倫理違反に関する通報・相談を受け付けています。本相談窓口は、秘密性/匿名性を保証し、相談者への不利益取り扱いを禁止し、公益通報者保護法に則った対応を行っています。</p> <p>寄せられた通報・相談事案は、東京電力グループ企業倫理委員会にすべて報告・付議し、必要に応じてその事案の内容や再発防止策を公表しています。また、同委員会の内容については、リスク管理委員会との連携や、執行役会、取締役会に報告・付議する体制を整備しています。</p> <p>【企業倫理遵守・コンプライアンス】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/compliance-j.html 【企業倫理相談窓口】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/consult_desk.html 【人権相談窓口】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/hrights.html</p>
GAC07	<p>GAC07_2 [YES]</p> <p>腐敗防止のために、すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図っています。具体的な取り組みは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業倫理遵守に関する社員へのコンプライアンス研修 ・不適切行為の未然防止に向けたコミュニケーションの活性化、心理的安全性の醸成に資する活動 ・規程・マニュアル類の整備 ・従業員業績評価の項目に企業倫理遵守に関する項目を設定 ・企業倫理に関する社員への意識調査の実施 <p>【企業倫理遵守・コンプライアンス】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/compliance-j.html 【実践・定着活動】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/method.html</p>
GAC08	<p>GAC08_1 [YES] / GAC08_2 [YES]</p> <p>贈収賄や腐敗防止を含む企業倫理の遵守に関して行動準則を策定し、これを実践・定着させることを目的として、階層別研修やeラーニングの実施、従業員へのコンプライアンス情報の定期的な発信等の教育を行っております。</p> <p>例えば、企業倫理研修等を通じて、社員の意識の改革を図り、社内ルールの整備による「させない仕組み」を構築するとともに、特に「言い出す仕組み」として業務上の問題を自発的に言い出せる風通しの良い職場風土づくりを進めるため、ケースメソッド等を用いた職場対話の充実を図っています。</p> <p>また、企業倫理に関するeラーニングによる研修は、原則全社員に研修を実施し、社員一人ひとりが企業倫理とは何かを理解し、自ずとそれを実践する状態を目指しています。</p> <p>そして、行動準則の理解度等の状況について、毎年実施する従業員への企業倫理意識調査においてモニタリングし、その結果を従業員への更なる教育活動に活かしています。</p> <p>今後もこうした取り組みを各職場の日常業務において実践し、贈収賄や腐敗防止を含む企業倫理・法令遵守を徹底してまいります。</p> <p>【スタッフ向け研修の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業倫理遵守に関する社員へのコンプライアンス研修の実施 ・不適切行為の未然防止に向けたコミュニケーションの活性化、心理的安全性の醸成に資する活動 <p>【企業倫理遵守・コンプライアンス】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/compliance-j.html 【実践・定着活動】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/method.html 【コーポレート・ガバナンス報告書】 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 https://www.tepco.co.jp/about/ir/management/corporate_governance.html</p>

GAC09	<p>GAC09_1 [YES] /GAC09_2 [YES]</p> <p>企業行動憲章や行動基準では、贈収賄や腐敗防止だけでなく、差別や脱税、データ改ざん、個人情報・知的財産の漏洩、インサイダー取引等のあらゆる腐敗の防止をカバーしています。それらの腐敗に関する事項は、管理項目「社員不正」として設定しており、全社大の重要リスク管理として適時適切に評価し必要に応じて見直しております。リスク評価はその発現可能性と影響度の2軸により評価された後、リスクが高い等の重要なものについて取締役を兼務する代表執行役社長を委員長とするリスク管理委員会での回避策・軽減策について議論されます。これらは、代表執行役社長に月次報告を行ったのち、取締役会にも報告をしています。</p> <p>また、東京電力グループ企業倫理相談窓口（内部通報窓口）寄せられた、贈収賄・腐敗防止を含む通報・相談事案は、東京電力グループ企業倫理委員会にすべて報告・付議し、必要に応じてその事案の内容や再発防止策を公表しています。また、同委員会の内容については、リスク管理委員会との連携や、執行役会、取締役会に報告・付議する体制を整備しています。</p> <p>【企業倫理遵守・コンプライアンス】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/compliance-j.html</p> <p>【企業行動憲章】 https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/group_philosophy/pdf/kensyou.pdf</p> <p>【企業倫理遵守に関する行動基準】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/pdf/kijun.pdf</p> <p>【企業倫理委員会】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/committee.html</p> <p>【マテリアリティ（重要課題）】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/materiality-j.html</p> <p>【リスクと機会】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/risk_opportunity-j.html</p> <p>【統合報告書】リスクマネジメント P78,P79 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf</p>
GAC10	<p>GAC10_1 [YES] / GAC10_2 [YES]</p> <p>「東京電力グループ企業倫理相談窓口」に寄せられた法令や企業倫理違反全般（贈収賄や汚職も含む）に関する通報・相談事案は、東京電力グループ企業倫理委員会にすべて報告・付議されているほか、その他企業倫理違反を含む経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクが現実化した場合には、執行役社長を委員長とする執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において迅速かつ的確に対応しています。</p> <p>これらの通報・相談事案等については、必要に応じてその事案の内容や再発防止策等を公表することとしています。</p> <p>こうしたプロセスにより、「リスクが高い」と評価された業務における汚職や腐敗防止に対処しています。</p> <p>【企業倫理遵守・コンプライアンス】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/compliance-j.html</p> <p>【リスクと機会】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/risk_opportunity-j.html</p>
GAC11	<p>GAC11_1 [YES]</p> <p>当社グループは、東京電力グループ企業倫理相談窓口（内部通報窓口）を設置し、社員のみならず、グループ会社、取引先、委託先等の当社グループの仕事に関わる方々から法令や企業倫理違反に関する通報・相談を受け付けています。寄せられた通報・相談事案は、東京電力グループ企業倫理委員会にすべて報告・付議し、必要に応じてその事案の内容や再発防止策を公表しています。また、同委員会の内容については、リスク管理委員会との連携や、執行役会、取締役会に報告・付議する体制を整備しています。こうしたプロセスを通じて、腐敗リスク評価や腐敗リスクに対応しています。</p> <p>【企業倫理遵守・コンプライアンス】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/compliance-j.html</p> <p>【企業倫理相談窓口】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/consult_desk.html</p> <p>GAC11_2 [YES]</p> <p>当社は、取引先に対する汚職・腐敗防止防止の行動規範「東京電力グループサステナブル調達ガイドライン」を掲げ、同ガイドラインの精神に則った企業活動を行うことについて、取引先の皆さまから、取引先の皆さまの関係者さまに対しましても、同じように取り組んでいただくよう協力をお願いしています。取引先には、本ガイドラインを熟読・理解いただき、本ガイドラインの精神を共有、合意できた証として、ガイドライン遵守確認書を提出いただいています。</p> <p>また、「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、以下のような取り組みを通じて支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備 ・グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決ができるよう、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換等を行う ・グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整える ・グループ会社の業務の適正を確保できるよう、必要に応じて当社の内部監査組織が監査等を行う <p>【東京電力グループサステナブル調達ガイドライン】 https://www.tepco.co.jp/about/procurement/basic/sustainable-j.html</p> <p>【サステナブル調達ガイドライン遵守確認書】 https://www.tepco.co.jp/about/procurement/basic/PDF/Conf-Sustainable-guidelines-j.docx</p> <p>【コーポレート・ガバナンス報告書】内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 https://www.tepco.co.jp/about/ir/management/corporate_governance.html</p>
GAC12	<p>2020～2023年度において、当社の政治献金・ロビー活動等の支出額は0円です。</p>
GAC14	<p>2020～2023年度において、当社の汚職に関連する罰金、和解の費用は0円です。</p>

Biodiversity	
EBD02	<p>EBD02_1 [YES] 当社は、G7サミットで約束された生物多様性に関する目標「30y30」（2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全することを目指す、期間を設定した定量目標）の達成に向けて取り組んでおります。 目標達成に向けて、当社は「30by30アライアンス」に参画し、2023年には当社が保有する尾瀬が「自然共生サイト」として環境大臣から認定を受けました。尾瀬は、「自然共生サイト」総面積の約20%を占めており、目標達成に貢献しています。</p> <p>【尾瀬の「自然共生サイト」認定について】 https://www.tepco.co.jp/press/news/2023/1666286_8975.html</p>
EBD02	<p>EBD02_2 [YES] 当社は、ネイチャーポジティブを意識して東京電力グループ環境方針にて「生物多様性の保全」をコミットし、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を緩和するために以下の措置を講じています。</p> <p>発電所や送配電設備等の電力設備の建設に際しては、土地の改変等が生物多様性に影響を及ぼす恐れがあります。当社は、事業地域の環境諸法令に従い、第三者との合意形成及び科学的な根拠に基づく環境アセスメント等を通じて、開発行為による生物多様性への負の影響を可能な限り少なくするよう、回避、低減、代償の順に保全措置を採用する考え方（ミティゲーション・ヒエラルキー）に従い、適切な自然環境の保全措置に取り組んでいます。</p> <p>【自然との共生・生物多様性】(GRI304-2) https://www.tepco.co.jp/about/esg/environment/symbiosis-biodiversity/index-j.html</p>
EBD05	<p>EBD05_1 [YES] 発電所や送配電設備等の電力設備の建設に際して、東京電力グループは事業地域の環境諸法令に従い、環境アセスメント等を通じて生物多様性への負の影響を可能な限り少なくするよう、適切な自然環境の保全措置に取り組んでいます。 今後は、再生可能エネルギーの主力電源化を進めるうえで、リスクと影響を管理する手法として、TNFDのLEAPアプローチの適用を検討していきます。 当社の近年の新規事業における公共の環境アセスメント手続き等を通じた生物多様性リスク評価の公開事例を下記に2件示します。</p> <p>【「（仮称）山形県飽海郡遊佐町沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」の送付及び縦覧について 2021年5月31日 東京電力リニューアブルパワー株式会社】 https://www.tepco.co.jp/rp/about/company/press-information/press/2021/1599626_19679.html</p> <p>【「（仮称）秋田県八峰町及び能代市沖における洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」の送付及び縦覧について 2021年9月24日 東京電力リニューアブルパワー株式会社】 https://www.tepco.co.jp/rp/about/company/press-information/press/2021/1640425_19679.html</p>
EBD09	<p>EBD09_1 [YES] / EBD09_2 [YES] 当社グループは、自然環境や生物多様性に配慮した事業運営を進めてきましたが、TNFDの公表に際し、同フレームワークが推奨する手法に基づき、取り組みを再評価し、情報開示の充実に努めています。 このプロセスの第一歩として、LEAPアプローチの施行実施を行い、統合報告書2023で開示しました。さらに、現時点での取り組み進捗の整理・開示を目的とし、今回2024年第1四半期に、TEPCO BIODIVERSITY REPORTを発行する予定です。このレポートの中で、TEPCOグループの生物多様性行動指針（環境アセス等遵法の対外コミットメント）を公表します。 指針のポイントは、以下の5点です。 1. 事業と地域の生物多様性の関わりを把握し、その保全に努めます 2. 生物多様性に関わる法令やルールを遵守し、国際社会に貢献します 3. カーボンニュートラルの達成と生物多様性保全の同時解決をめざします 4. ステークホルダーへのわかりやすい情報発信や対話に努めます 5. 社員教育を行うとともに、社外とのパートナーシップを強化します</p> <p>なお、当社の生物多様性の取り組みをまとめたTEPCO BIODIVERSITY REPORTは、第三者レビューを受けています。 （TEPCO BIODIVERSITY REPORT P36）</p> <p>【統合報告書2023】P33 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf</p> <p>【TEPCO BIODIVERSITY REPORT】※5月中に公表予定 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/index-j.html</p>
EBD14	<p>EBD14_2 [YES] 当社グループは、「30by30」達成のために、所有している自然資本を「自然共生サイト」へ認定申請することを目指しており、2023年10月には当社が保有する尾瀬が環境大臣より「自然共生サイト」の認定を受けました。 「自然共生サイト」は、「民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域」として環境省が認定する区域で、30 by 30（2030年までに日本の国土〔陸域・海域〕の30%以上を官民一体で保全）を達成するため、2023年4月より「自然共生サイト」の認定制度が開始されました。 こうした認証制度を、当社グループの自然資本へ体系的に適用してまいります。</p> <p>【尾瀬の「自然共生サイト」認定について】 https://www.tepco.co.jp/press/news/2023/1666286_8975.html</p>

Climate Change	
ECC01	<p>ECC01_2[YES] 当社はCO2/GHGの削減についてコミットメントを実施している。 2030年度目標：販売電力由来のCO2排出量を 2013年度比で2030年度に50%削減 2050年目標：2050年におけるエネルギー供給由来の CO2排出実質ゼロ こうした目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要の更なる電化促進の両輪でグループの総力をあげた取り組みを展開し、社会とともにカーボンニュートラルの実現をリードして参ります。</p> <p>【カーボンニュートラルに向けた目標および取り組み】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/environment/carbon-neutrality/targets-initiatives-j.html 【2023統合報告書】 p 16 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf 【長期的な安定供給とカーボンニュートラルの両立に向けた事業構造変革について】 https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/pdf2/220428j0101.pdf</p>
ECC14	<p>ECC14_19[91% Revenue] /ECC14_20[TEPCO HD and core operating companies] /ECC14_21[TEPCO HD and core operating companies]</p> <p>東京電力グループとは、東京電力ホールディングス、東京電力フエール&パワー、東京電力パワーグリッド、東京電力エナジーパートナー、東京電力リニューアブルパワーの5社</p> <p>【東京電力 環境データ】 P1 https://www.tepco.co.jp/en/hd/about/esg/pdf/Environmental_data_2023_eng.pdf</p>
ECC38	<p>ECC38_1[Yes] / ECC38_2[Yes]</p> <p>【Target 1】 ECC38_3[3] /ECC38_4[Scope1-3] /ECC38_5[106%] /ECC38_6[2013(Scope1.2は2019)] /ECC38_7[13,920万t-CO2] /ECC38_8[2020] /ECC38_9[2030] / /ECC38_11[50%] /ECC38_12[2050]</p> <p>【Target 2】 ECC38_13[Scope 1-3] /ECC38_14[3] /ECC38_15[106%] /ECC38_16[2013(Scope1.2は2019)] /ECC38_17[13,920万t-CO2] /ECC38_18[2020] /ECC38_19[2030] /ECC38_20[50] /ECC38_21[2050]</p> <p>GHG 排出量の短期的な削減目標は2020年に作成されました。 目標は以下の通りです。 2030年度目標：販売電力由来のCO2排出量を50%削減（2013年度比）※ ※販売電力由来のScope1、2、3の合計。Scope1、2は2019年度比。 ※Scope 3 のカテゴリ3 がカバーされています。 2050年目標：2050年におけるエネルギー供給由来の CO2排出実質ゼロ こうした目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要の更なる電化促進の両輪でグループの総力をあげた取り組みを展開し、社会とともにカーボンニュートラルの実現をリードして参ります。 また、2022年度実績は、6,510万t-CO2で、削減率は53%になっています。目標達成率は106%となっています。</p> <p>【カーボンニュートラルに向けた目標および取り組み】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/environment/carbon-neutrality/targets-initiatives-j.html 【2023統合報告書】 p 16 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf 【長期的な安定供給とカーボンニュートラルの両立に向けた事業構造変革について】 https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/pdf2/220428j0101.pdf</p>

ECC39	<p>ECC39_1 [YES] /ECC39_2 [YES] 【Target 1】 ECC39_3 [3] /ECC39_4 [Scope1-3] /ECC39_5[106%]/ECC39_6[2013(Scope1.2は2019)] /ECC39_7 [13,920万t-CO2] /ECC39_8[2020] /ECC39_9[2030] /ECC39_10[50%]/ECC39_11[2050] 【Target 2】 ECC39_12[3]ECC39_13[Scope1-3]/ECC39_14[106%]ECC39_15[2013(Scope1.2は2019)] /ECC_16[13,920万t-CO2]/ECC39_17[2020] /ECC39_18[2030] /ECC39_19[50%]/ECC_20[2050] 【Target 3】 ECC_21[3]/ECC_22[Scope1-3]/ECC_23[106]/ECC_24[2013(Scope12.は2019)]/ECC_25[13,920万t-CO2]/ECC39_26[2020] /ECC_27[2030]/ECC_28[50]/ECC_29[2050] 【Target 4】 ECC_30[3]//ECC_31[Scope1-3]/ECC_32[106%]//ECC_33[2013]/ECC_34[13,920万t-CO2]//ECC_35[2020]/ECC_36[2030]/ECC_37[50%]/ECC_38[2050] 【Target 5】 ECC_39[3]/ECC_40[Scope1-3]/ ECC_41[106%]/ECC_42[2013(Scope1.2は2019)]/ECC_43[13,920万t-CO2]/ECC_44[2020]/ECC_45[2030]/ECC_46[50%]/ECC_47[2050] 【Target 6】 ECC_48[3]/ECC_49[Scope1-3]/ECC_50[106%]/ECC_51[2013(Scope1.2は2019)]/ECC_52[13,920万t-CO2]/ECC_53[2020]/ECC_54[2030]/ECC_55[50%]/ECC_56[2050]</p> <p>GHG 排出量の長期的な削減目標は2020年に作成されました。 目標は以下の通りです。 2030年度目標：販売電力由来のCO2排出量を50%削減（2013年度比）※ ※販売電力由来のScope1、2、3の合計。Scope1、2は2019年度比。 ※Scope3のカテゴリ3がカバーされています。 2050年目標：2050年におけるエネルギー供給由来のCO2排出実質ゼロ こうした目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要の更なる電化促進の両輪でグループの総力をあげた取り組みを展開し、社会とともにカーボンニュートラルの実現をリードして参ります。また、2022年度実績は、6,510万t-CO2で、削減率は53%になっています。目標達成率は106%となっています。 【カーボンニュートラルに向けた目標および取り組み】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/environment/carbon-neutrality/targets-initiatives-j.html 【2023統合報告書】p16 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf 【長期的な安定供給とカーボンニュートラルの両立に向けた事業構造変革について】 https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/pdf2/220428j0101.pdf</p>
ECC50	<p>ECC50_2[YES] 当社グループは気候関連リスクの管理手順として、特定の気候関連リスク管理プロセスを実行しています。 例えば、気候変動の意向リスクとして、規制強化によるコスト増加を特定しています。 リスク管理委員会において、重大な気候関連リスクの発生回避に努めており、発現の際には、迅速かつ適切に対応することで経営への影響を最小限にとどめます。また、リスク評価は、重要な経営課題の決定をはじめとした決議に際して活用され、取締役会に付議・報告されます。 【2023統合報告書】p19 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf</p>
ECC73	<p>ECC73_2[YES] 当社は、「電気事業における低炭素社会実行計画（現カーボンニュートラル行動計画）」で掲げた目標の達成に向けた取り組みを着実に推進するために設立された業界団体である「電気事業低炭素社会協議会」において、気候関連問題へ取り組み、それらの業界団体への積極的な関与を実施しています。「電気事業低炭素社会協議会」には理事として参画し、積極的な議論・情報発信を実施しています。 【電気事業低炭素社会協議会について】 https://e-lcs.jp/about.html 【電気事業低炭素社会協議会について 役職者・会員事業者一覧】 https://e-lcs.jp/member.html</p>
ECC74	<p>ECC74_2[YES] 所属業界団体の方針が企業独自の方針より著しく脆弱である、または矛盾する際の対応として、所属業界団体のELCSに対し適切に意見を発出してまいります。</p>
ECC75	<p>ECC75_1[YES] 2023年度より、全ての執行役の業績連動報酬の指標にCO2排出量の削減実績をKPIとして設定しています。 【2023統合報告書】p17 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf</p>
ECC77	<p>ECC77_3[YES] 再エネの主力電源化 CO2削減 60～80万t※1、2030年度600～700万kW（純利益：年1,000億円規模） 原子力発電の活用 CO2削減 250万t※1、収支改善効果 年1,400億円程度 JERAを含む高効率火力の活用 CO2削減 150万t※2 ※1 年間・100万kWあたり（電気事業連合会試算） ※2 火力熱効率が1%上がった場合の年間CO2削減量 【2023統合報告書】p19,22 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf 【東京電力グループ環境目標および実績】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/environment/data/pdf/2022_environmental_objective.pdf</p>

	<p>ECC78_1 [YES] TEPCOグループは、アライアンスパートナーとともに、カーボンニュートラルのニーズを機会と捉え、ビジネスへと成長させるために、「供給」「系統」「社会」の各分野へ最大3兆円規模のカーボンニュートラル関連投資をめざしています。 【2023統合報告書】 p 23 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf 【長期的な安定供給とカーボンニュートラルの両立に向けた事業構造変革について】 p 14,21 https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/pdf2/220428j0101.pdf</p>
ECC78	<p>ECC78_2 [YES] 当社の主要な電力調達先であるJERAは、国内外の事業において、2050年時点でのCO2ゼロエミッションを目指し、国内事業におけるCO2ゼロエミッションの道筋を示した「JERAゼロエミッション2050 日本版ロードマップ」を策定しました。このロードマップでは、2030年までに当社の保有するすべての非効率な石炭火力発電所（超臨界以下）を廃止することや、火力発電所における化石燃料とアンモニアや水素の混焼と、その混焼率を徐々に引き上げていくことなどを柱としています。</p> <p>JERAにおける2030年までの非効率石炭火力の全台廃止 【2050年におけるゼロエミッションへの挑戦について(JERA)】 https://www.jera.co.jp/information/20201013_539</p>
	<p>ECC78_3 [YES] グリーンイノベーション基金、グリーンボンド、トランジションファイナンス等の新たな資金調達手段も活用し、事業構造変革につながる戦略投資・設備投資・技術開発に資金リソースを優先的に配分していきます。アライアンスによる事業見直し・拡大ならびに自律的な資金調達を確保し、四次総特でお示した「2030年度までに最大3兆円」の3倍以上の投資を目指します。東京電力ホールディングス・エナジーパートナーは、山梨県企業局さまや複数の企業と共同で、政府のグリーンイノベーション基金から5年・100億円の支援をいただき、水素に関する実証研究事業を開始。東京電力リニューアブルパワーは、2021年9月に当社グループ初のグリーンボンド(3年債・300億円)を発行。2022年3月には第2回(5年債・100億円)を発行。</p> <p>【長期的な安定供給とカーボンニュートラルの両立に向けた事業構造変革について】 p 14、 21 https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/pdf2/220428j0101.pdf</p>

Corporate Governance	
GCG06	<p>GCG06_1 [YES] / GCG06_2 [YES] 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしています。(P18「取締役候補者及び執行役の選任方針」) ここでいう多様性は、ジェンダーの観点も含まれています。(P10「当社のコーポレート・ガバナンス体制」)</p> <p>【招集通知】P18,P10 https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/pdf/230525_1-j.pdf</p>
GCG09	<p>GCG09_2[YES] 定款の（各委員会の権限等）にて「第31条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。2. 各委員会に関する事項は、法令又は定款に別段定めのある場合のほかは、取締役会の定めるところによる。」と定められており、委員会毎に規程を設けています。</p> <p>【定款】P7 https://www.tepco.co.jp/ir/management/pdf/teikan-j.pdf</p>
GCG47	<p>GCG47_2 [YES] 報酬委員会の全てのメンバー（4人全員）が、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たす社外取締役です。</p> <p>【コーポレートガバナンス報告書】P7,P8 https://www.tepco.co.jp/about/ir/management/pdf/gover-j.pdf 【独立役員届出書】 https://www2.jpx.co.jp/disc/95010/140120230524581193.pdf</p>
GCG48	<p>GCG48_2 [YES] 当年度の実績及び執行役の報酬等の内容は、社外取締役のみで構成される報酬委員会において上記方針を踏まえて審議を行い決定している。具体的には、当年度の実績及び執行役の報酬水準及び報酬構成並びに執行役の業績連動報酬の支給額について、報酬委員会において8回にわたり審議を行った。なお、報酬委員会において執行役に対する業績連動報酬の支給額を決定するにあたっては、当年度の会社業績の達成度、安全確保や法令・企業倫理遵守など個人業績の達成度及びその他経営状況を考慮している。</p> <p>【有価証券報告書2023】P99 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/securities_report/pdf/202306-j.pdf</p>
GCG14	<p>GCG14_1 [YES] 取締役（社外取締役を除く）の報酬は以下の通りです ・報酬の総額：24百万円 （内訳） ・基本報酬：24百万円</p> <p>執行役の報酬は以下の通りです ・報酬の総額：484百万円 （内訳） ・基本報酬：360百万円 ・業績連動報酬：123百万円</p> <p>【有価証券報告書2023】P99 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/securities_report/pdf/202306-j.pdf</p> <p>GCG14_2 [YES] 社外取締役（非業務執行取締役）の報酬は以下の通りです ・報酬の総額：80百万円 （内訳） ・基本報酬：80百万円</p> <p>【有価証券報告書2023】P99 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/securities_report/pdf/202306-j.pdf</p>
GCG46	<p>GCG46_1 [YES] 監査委員会の半数以上は独立社外取締役です。 全委員(名) 5 社内取締役(名) 1 独立社外取締役(名)4</p> <p>【コーポレートガバナンス報告書】P7,P8 https://www.tepco.co.jp/about/ir/management/pdf/gover-j.pdf</p>
GCG27	<p>GCG27_1[YES] 当社は、長期的な企業価値の向上を意識した経営、株主の視点を反映した経営に努めることを目的に、取締役を含む役員向けに、役員持株会を通じて当社株式の購入を行い、継続して保有する仕組みを設けています。</p> <p>【取締役・執行役員の任期および報酬制度の改革について】 https://www.tepco.co.jp/cc/press/07042704-j.html</p>

Risk Management	
GRM04	<p>GRM04_1 [YES] TEPCOグループのリスク管理システムは、COSO基準に準じています。 内部統制報告書は、金融商品取引法第24条の4の4に基づいて作成しており、当社の財務報告に係る内部統制並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準として整備及び運用しています。内部統制報告書の作成（内部統制の評価）においては、金融庁の企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について」に準拠しており、これはCOSOのリスク管理基準の改訂を踏まえた実施基準です。 【内部統制報告書】P3 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/securities_report/pdf/202306tousei-j.pdf 【財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について】 https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221215/1.pdf</p>
GRM05	<p>GRM05_1 [YES] TEPCOグループは取締役会により、行動規範、倫理規定、ESGリスクについて監督しています。 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。 (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。また、取締役会の機能を補完するとともに、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。なお、取締役及び執行役は、常に十分な情報の収集を行い、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行う。 【コーポレート・ガバナンス報告書】 https://www.tepco.co.jp/about/ir/management/pdf/gover-j.pdf 【企業行動憲章】P3 https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/group_philosophy/pdf/kensyou.pdf 【有価証券報告書】P29,72 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/securities_report/pdf/202206-j.pdf</p>
GRM07	<p>GRM07_2 [YES] TEPCOグループは、リスク管理委員会において、重大な気候関連リスクの発生回避に努めており、発現の際には、迅速かつ適切に対応することで経営への影響を最小限にとどめます。また、リスク評価は、重要な経営課題の決定をはじめとした決議に際して活用され、取締役会に付議・報告されます。 【TEPCO 統合報告書 2022】 P92 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202210tougou-j.pdf 【有価証券報告書】P29,72 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/securities_report/pdf/202206-j.pdf</p>
GRM08	<p>GRM08_1 [YES] 当社は、企業倫理相談窓口ならびにその対応を行う組織の企業倫理グループを設置し、コンプライアンス違反の相談があった場合は調査を行います。企業倫理相談窓口への相談状況や傾向については監査委員会で監査を実施しており、同委員会の監査結果については定期的に取締役会に報告されます。取締役会ではその報告に対し、レビューを実施することで、特定された違反を調査およびフォローアップするための手順を整備しています。 【企業倫理相談窓口】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/consult_desk.html 【企業倫理委員会】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/committee.html</p> <p>GRM08_2 [YES] 企業倫理相談件数（2023年実績） 企業倫理相談窓口：149 職場の人権に関する相談窓口：125 労働時間相談窓口：41 福島第一原子力発電所労働条件相談窓口：2</p>
GRM10	<p>GRM10_1 [YES] 公認会計士法第24条の3及び第34条の11の3により、公認会計士又は監査法人の社員が大会社等の連続する7会計期間以内の一定の会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行った場合は、当該連続する会計期間の翌会計期間以後の一定会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行ってはならないと規定されており、交替期限（ローテーション）の上限については、公認会計士法施行令第7条の5及び同第8条の2より7年、また、交替期限上限に達した後の監査禁止期間（インターバル）については、2年とされています。当社は、公認会計士法に則り、コーポレート・ガバナンス報告書で契約を結んでいる会計監査法人の継続監査年数が7年以内であることを開示し、会計監査法人の定期的なローテーションを行うことで、監査証明の客観性を確保してまいります。 【コーポレート・ガバナンス報告書】 P12 https://www.tepco.co.jp/about/ir/management/pdf/gover-j.pdf</p>

	<p>GRM12_1[YES] 当社は、企業倫理相談窓口ならびにその対応を行う組織の企業倫理グループを設置し、企業行動憲章や企業倫理遵守に関する行動基準に関する違反の相談があった場合は調査を行い、違反の特定を行っています。企業倫理相談窓口への相談状況や傾向については監査委員会で監査を実施しており、同委員会の監査結果については定期的に取り締役会に報告されます。取締役会ではその報告に対し、レビューを実施しております。また、毎年従業員への企業倫理意識調査を実施しており、行動準則の理解度等の状況についてモニタリングを行い、その結果を従業員への更なる教育活動に活かしています。</p> <p>【企業倫理相談窓口】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/consult_desk.html</p> <p>【企業倫理委員会】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/committee.html</p>
GRM12	<p>GRM12_2 [YES] 「法令違反や不祥事、その他本憲章の精神に反する事態が発生した時には、速やかに問題解決、原因究明、再発防止に取り組み、その責任を果たします」とし、企業行動憲章や企業倫理遵守に関する行動基準の有効性を定期的に見直すこととしています。</p> <p>東京電力グループ企業行動憲章の8章では「経営に携わる者の役割」を掲げ、「取締役や執行役をはじめとする経営に携わる者は、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の下、それぞれの役割に基づき、率先垂範の上、本憲章に則した行動の徹底をはかります。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神の共有を働きかけます。」と定めています。</p> <p>【企業倫理委員会】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/committee.html</p> <p>【企業行動憲章】 https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/group_philosophy/pdf/kensyou.pdf</p> <p>【企業倫理遵守に関する行動基準】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/pdf/kijun.pdf</p>
	<p>GRM20_1[YES] 相談・通報窓口を社内外に設けています。相談・通報においては、相談・通報者の匿名性や、相談・通報内容の秘匿性の確保はもちろんのこと、相談・通報者に対する不利益な取り扱いや報復措置を禁止し、相談・通報者の保護を徹底します。</p> <p>企業倫理相談窓口では、取引先など、東京電力グループの仕事に関わる 全ての人から、法令や企業倫理違反に関する 通報・相談を受け付けています。寄せられた通報・相談事案は、グループ企業倫理委員会にすべて報告・付議し、必要に応じてその事案の内容や再発防止策を公表しています。</p> <p>【人権尊重の取り組み】4.救済メカニズム https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/hrights.html</p> <p>【企業倫理委員会】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/committee.html</p>
GRM20	<p>GRM20_2 [YES] 社員だけでなく、お客さま、地域コミュニティの皆さま、取引先、サプライチェーンで働く方々など、あらゆるステークホルダーを対象にした、人権に関する通報窓口を設けています。</p> <p>通報があった場合は、担当部門が調査を実施し、救済策を検討、関連部署に是正を要請します。</p> <p>なお、通報者のプライバシーを保護するとともに、報復行為を禁止し、通報したという行為自体を理由に、会社から不利益な扱いを受けることは一切ありません。</p> <p>【人権尊重の取り組み】4.救済メカニズム https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/hrights.html</p> <p>【企業倫理委員会】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/committee.html</p>

Human Rights & Community												
SHR03	<p>SHR03_1 [YES] SHR03_2 [YES]</p> <p>「復興と廃炉の両立」はTEPCOグループの取締役会が管理する重要な経営課題（マテリアリティ）の一つです。廃炉事業を通じて福島復興に貢献するための方針と具体策として、2020年3月「復興と廃炉の両立に向けた福島の皆さまへのお約束」（以下、「お約束」）を公表しています。</p> <p>「お約束」の中では、以下のとおり言及しています。</p> <p>---</p> <p>福島の復興を加速していくには、この地で廃炉関連産業が活性化し、雇用や技術が生まれ、その成果が他の地域や産業に広がっていくことが重要と考えています。私たちはよりオープンで透明な調達や地域の人財育成に積極的に取り組み、地元企業の皆さまと手を携えながら廃炉事業を進めてまいります。</p> <p>---</p> <p>加えて、具体策の例として以下をお示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の福島第一原子力発電所における廃炉関連産業への支援（廃炉作業を担う元請企業と地元企業との受発注マッチング） ・地元での新規産業創出（デブリ取り出し工程に関わる新会社の設立等） <p>取り組み状況は定期的に開示を行っており、2024年3月までの取り組みとしては以下の実績があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業との受発注マッチングによる廃炉関連工事等の成約件数：延べ1,052件 ・地元での新規産業創出としてデブリ取り出し工程に関わる新会社である「東双みらいテクノロジー株式会社」および「東双みらい製造株式会社」を設立 <p>マテリアリティ https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/materiality-j.html</p> <p>復興と廃炉の両立に向けた福島の皆さまへのお約束 https://www.tepco.co.jp/decommission/information/promise.html 「復興と廃炉の両立に向けた福島の皆さまへのお約束」(2020年3月) https://www.tepco.co.jp/decommission/information/newsrelease/reference/pdf/2020/1h/rf_20200327_2.pdf 「復興と廃炉の両立に向けた福島の皆さまへのお約束」の取組み状況について（2024年4月19日プレスリリース） https://www.tepco.co.jp/press/release/2024/pdf2/240419j0101.pdf 「復興と廃炉の両立に向けた福島の皆さまへのお約束」の取組み状況（2024年4月） https://www.tepco.co.jp/press/release/2024/pdf2/240419j0102.pdf</p>											
SHR11	<p>SHR11_2[YES]</p> <p>人権方針に記載の人権課題を軸とした人権影響評価・エンゲージメントを実施しています。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自社</td> <td>従業員</td> <td>2021年度に重要人権課題を「ハラスメント」「労働時間」「個人情報の適正な管理」と特定し、防止・是正策を推進・モニタリング中</td> </tr> <tr> <td>事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度は3基幹事業社9部門を実施 ・2023年度は範囲を拡大予定 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">連結子会社</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度より年1回「人権尊重セルフアセスメント」を実施 ・2022年度は7社にインタビュー実施、2023年度は範囲を拡大予定 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">サプライヤー</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度は約300社にアンケート・6社にインタビュー実施 ・2023年度はアンケート実施範囲を拡大予定 </td> </tr> </tbody> </table> <p>また、ステークホルダーエンゲージメントに関して、以下の通り開示を行っています</p> <p>---</p> <p>TEPCOグループの事業活動が及ぼす人権への影響について、影響を受けるステークホルダーの観点で理解・対応できるよう、労働者代表、サプライヤーを含むビジネスパートナー、地域コミュニティなどの皆さまとの対話に努めます。また、外部の専門家の意見も参考にしています。</p> <p>---</p> <p>人権尊重の取り組み https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/hrights.html</p>	自社	従業員	2021年度に重要人権課題を「ハラスメント」「労働時間」「個人情報の適正な管理」と特定し、防止・是正策を推進・モニタリング中	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度は3基幹事業社9部門を実施 ・2023年度は範囲を拡大予定 	連結子会社		<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度より年1回「人権尊重セルフアセスメント」を実施 ・2022年度は7社にインタビュー実施、2023年度は範囲を拡大予定 	サプライヤー		<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度は約300社にアンケート・6社にインタビュー実施 ・2023年度はアンケート実施範囲を拡大予定
自社	従業員		2021年度に重要人権課題を「ハラスメント」「労働時間」「個人情報の適正な管理」と特定し、防止・是正策を推進・モニタリング中									
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度は3基幹事業社9部門を実施 ・2023年度は範囲を拡大予定 										
連結子会社		<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度より年1回「人権尊重セルフアセスメント」を実施 ・2022年度は7社にインタビュー実施、2023年度は範囲を拡大予定 										
サプライヤー		<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度は約300社にアンケート・6社にインタビュー実施 ・2023年度はアンケート実施範囲を拡大予定 										
SHR15	<p>SHR15_2 [YES]</p> <p>「復興と廃炉の両立」に向け、地元企業の皆さまと手を携えながら廃炉事業を進めています。</p> <p>具体的な例として、以下の取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の福島第一原子力発電所における廃炉関連産業への支援（廃炉作業を担う元請企業と地元企業との受発注マッチング） ・地元での新規産業創出（デブリ取り出し工程に関わる新会社の設立等） <p>取り組み状況は定期的に開示を行っており、2024年3月までの取り組みとしては以下の実績があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業との受発注マッチングによる廃炉関連工事等の成約件数：延べ1,052件 ・地元での新規産業創出としてデブリ取り出し工程に関わる新会社である「東双みらいテクノロジー株式会社」および「東双みらい製造株式会社」を設立 <p>「復興と廃炉の両立に向けた福島の皆さまへのお約束」の取組み状況（2024年4月） https://www.tepco.co.jp/press/release/2024/pdf2/240419j0102.pdf TEPCO統合報告書2023 - P63 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf</p>											

SHR22	<p>SHR22_1 [YES] SHR22_2 [YES]</p> <p>事業活動に特有かつ顕著な人権問題の特定として、「自社（事業）」の人権影響評価を行っています。人権影響評価により、負の影響が生じる恐れが新たに検知されたため、2023年度より防止・是正の対応を開始しています。</p> <p>具体的な事例の一部を以下に紹介します。</p> <p>【東京電力リニューアブルパワーの事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TEPCOグループの主要な事業会社の一つである、再生可能エネルギー発電事業会社である「東京電力リニューアブルパワー」では、水力発電書やダム設備を保有 ・山間部にある水力発電所やダム設備ではトイレ環境が悪く、女性社員がトイレへ行くことをためらう場面があることを把握 ・ダイバーシティを意識した発電所内における施設の拡充に向け、女性社員を中心としたワーキンググループによる環境改善を検討・展開 <p>【東京電力パワーグリッドの事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TEPCOグループの主要な事業会社の一つである、一般送配電事業会社である「東京電力パワーグリッド」では、電力設備の工事等の発注を実施 ・工事等における下請会社では外国人労働者が働いている事例もあり ・外国人労働者の「安全」を自分事として捉え、リスクとして感じてもらうために、相手に「伝わる」伝え方が必要であることから、以下を防止・是正策として実施。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 工務部安全活動計画の柱である「安全重点5箇条」の外国語版（英語・ベトナム語）の作成と展開（工務部） 2. 災害事例などを踏まえた作業上の注意点を翻訳機や写真等を活用し作業員の母国語にあわせた伝わりやすい資料作成を展開（上野支社） <p>人権尊重の取り組み https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/hrights.html</p>
SHR23	<p>SHR23_1[YES]</p> <p>人権尊重の取り組みを機能的に実行し、人権諸問題への対応を推進することを目的として設置したHD人権委員会は、最高労務人事責任者を委員長とし、委員は人権担当役員を主体に構成されています。構成委員のうち、酒井大輔は代表執行役副社長兼取締役であり、取締役の監督責任を踏まえ委員会に参加しています。2023年4月28日には人権方針策定から2022年度の取り組みについて取締役会に報告しており、このような取り組みを通じて取締役会は監督を行っています。</p> <p>役員一覧 https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/board/ 人権尊重の取り組み https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/hrights.html</p> <p>人権尊重の仕組み</p> <p>取締役会 執行役員 HD人権委員会 HDリスク管理委員会 企業倫理委員会 各社人権委員会 (PG, RP, EP) 労働組合 安全衛生委員会</p> <p>・PG…東京電力パワーグリッド株式会社 ・RP…東京電力リニューアブルパワー株式会社 ・EP…東京電力エネジーパートナー株式会社 ※ 各事業体の連結子会社を含む</p>
SHR24	<p>SHR24_1[YES]</p> <p>人権方針は当社のウェブページに掲載され、全てのステークホルダーに開示されています。</p> <p>東京電力グループ人権方針 https://www.tepco.co.jp/press/release/2021/pdf3/210810j0101.pdf</p> <p>重要なステークホルダーである、自社、連結子会社、サプライヤーに関しては以下の取り組みを実施しています。</p> <p>自社： ・人権週間の機会を捉え、社内イントラネットを通じて、東京電力HD代表執行役社長メッセージを発信しました。（2021年12月1日、2022年12月2日）</p> <p>連結子会社： 複数の連結子会社においても、併せて経営層からのメッセージを発信しました。（2021年度14社、2022年度21社）</p> <p>サプライヤー： サプライヤーのみならずが確認する「東京電力グループ調達基本方針」「東京電力グループサステナブル調達ガイドライン」に「東京電力グループ人権方針」の精神に基づく行動を求めています。</p> <p>人権尊重の取り組み https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/hrights.html</p> <p>東京電力グループ調達基本方針 https://www.tepco.co.jp/about/procurement/basic/policy-j.html 東京電力グループサステナブル調達ガイドライン https://www.tepco.co.jp/about/procurement/basic/sustainable-j.html</p>

SHR25	<p>SHR25_1[YES] 人権デュー・ディリジェンスについて、以下を取り組み、開示しています。 - 優先的に対応するスコープの決定 - スコープ（自社（①従業員、②事業）、③連結子会社、④サプライヤー）ごとの人権影響評価 - スコープごとの取り組み</p> <p>人権影響評価の具体的な例としては以下の通りです。 ①「自社（従業員）」の人権影響評価： 社内ルールや社員への意識調査結果、過去の訴訟事案や人権に関する相談・通報内容等を分析、人権課題を抽出し、「人権侵害の発生の可能性」、「人権侵害の規模」、「人権侵害が及ぼす範囲」、「人権の完全回復の不可能性」の観点から評価 ②「自社（事業）」の人権影響評価 ・企業実務上影響を与えうる25の人権課題をカバーした、人権尊重セルフアセスメント（約70問）の実施 ・回答結果を踏まえ、外部専門家によるインタビューを実施し、各部門が潜在的な課題として認識している事項を把握 ・上記取り組み結果をもとに「人権侵害の発生する可能性」「人権侵害の規模」、「人権侵害が及ぼす範囲」、「人権の完全回復の不可能性」の観点から評価し、重要人権課題の抽出・優先順位付け、行動計画の策定 ③「連結子会社」の人権影響評価： ・人権尊重セルフアセスメント」（72項目-人権尊重の自身体制、サプライヤーに関する人権対応、人権方針でコミットしている9つの人権課題に関する状況や対応等）を実施 ・連結子会社の会社規模、設立年や事業特性によって特徴があることを踏まえ、各社の状況を確認の上、課題を把握し、対策を立案・実施する必要があることから、2022年度より優先順位をつけて個別にインタビューを行っています ④「サプライヤー」の人権影響評価 ・「調達基本方針」に人権尊重の要素を追加し、「サステナブル調達ガイドライン」を2021年5月に策定 ・サプライヤーには「サステナブル調達ガイドライン」を適切に実施していることを宣言する「確認書」を提出いただく ・サプライヤーに対し、遵守状況確認のため「サステナブル調達アンケート」を実施</p> <p>人権尊重の取り組み https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/hrights.html</p>
	<p>SHR25_2[YES] 人権問題の回避、予防、軽減のために実施した措置対策の一例として、以下の取り組みを実施しています。 ・ガバナンス強化のため、社員が人権に関する相談・通報システムを認知しやすくするとともに、広く周知する提言を担当部門に実施 ・視覚障がい者からの声を踏まえ、社内イントラネット上の組織長メッセージ等、特に多くの社員が閲覧する情報の発信方法について全組織に提言 ・派遣スタッフからの相談・通報を踏まえ、社内マニュアル（派遣管理業務マニュアル）の徹底の周知を実施 ・連結子会社の商材チラシについて、ステークホルダーより「受取り手によっては差別を想起させる懸念がある」とのご意見をいただいたため、改訂時にチラシの写真を差し替え、関係箇所に対して研修を実施</p> <p>人権尊重の取り組み https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/hrights.html</p>
SHR27	<p>SHR27_1 [YES] SHR27_2 [YES] 救済メカニズムとして、人権に関する問題に適切に対応するため、相談・通報窓口を社内外に設けています。 相談・通報の対応状況 - ハラスメントを行った場合の懲罰については就業規則において規定し、発生防止策として懲戒事例をイントラネットにて定期的に全社員に注意喚起 - 人権に関する相談・通報窓口で対応したハラスメントに関する案件で懲戒に至った件数は、2021年度2件、2022年度0件 ※「ハラスメント」には、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、ジェンダーハラスメント等が含まれます。</p> <p>人権尊重の取り組み https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/hrights.html</p>

Health & Safety																
SHS02	<p>SHS02_2 [YES] SHS02_3 [YES]</p> <p>結核およびマラリアは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」において、それぞれ二類、四類に指定されている感染症であり、当該感染症と診断した場合の医師の届出義務等が定められています。当社は、健康管理等に関するマニュアルを定めており、結核、マラリアを含む法定感染症またはその疑いがあると診断された従業員が発生した場合は、感染症法等の法令に基づいた対応を取るとともに、産業医等（※）の意見を聴取し、早期治療や防疫措置に必要な対策を迅速に講じることを定めています。一例として、伝染性を有する結核と診断された場合は、法令に基づいて当該従業員の就業禁止措置を検討するとともに、復職希望の申出があった場合は、産業医や主治医の意見を聴取したうえで復職の可否や条件等を判断するよう定めています。</p> <p>※産業医は、労働安全衛生法に基づき事業者が選任した、法令で定める要件を満たす医師であり、専門的な立場から従業員に対する指導や事業者に対する意見、勧告等を行う</p>															
SHS03	<p>SHS03_1[Yes]</p> <p>当社グループにおいて、取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映しています。「事業等のリスク」を当社ウェブページに開示しており、リスクの一つとして「安全確保・品質管理・環境汚染防止」を挙げています。</p> <p>事業等のリスク https://www.tepco.co.jp/about/ir/management/pdf/risk-j.pdf#page=6 <small>⑧安全確保・品質管理・環境汚染防止</small></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>影響度</th> <th>大-特大</th> <th>発現可能性</th> <th>中-高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定されるリスク内容</td> <td colspan="4">当社グループは、あらゆる事業、部門、事業所において、安全確保、品質管理、環境汚染防止に加え、それらの状況について透明性・信頼性の高い情報公開の徹底に努めていますが、作業ミス、法令・社内ルール違反などによる事故や人身災害、大規模な環境汚染の発生、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性があります。</td> </tr> <tr> <td>対応策</td> <td colspan="4"> <p>当社グループは、企業の社会的責任を果たすため「東京電力グループ企業行動憲章」を制定し、そのもとで、安全の最優先と企業倫理の徹底による法令やルールの遵守、誠実な行動を一体となって取り組んでいます。</p> <p>事業活動のあらゆる場面において安全を最優先に掲げ、安全管理の取り組みについて、法令の遵守及び安全活動に実効性があるルール・施策を策定・展開し、継続的に評価・改善しています。</p> <p>品質管理や環境管理についても、規程・マニュアルなどにより遵守すべきルールを定め徹底するとともに、内部監査などによりその遵守状況を確認し、必要な改善を適宜実施しています。</p> <p>特に、原子力事業は、管理者が現場における設備・人の状況を定期的に確認・改善するなど、現地現物を重視した安全・品質の向上に取り組んでいます。また、外部専門家による指導・助言なども踏まえて、取り組みを継続的に改善していきます。</p> <p>情報公開については、お客さまや地域、社会の皆さまに必要な情報が正確に迅速に伝わることを意識して取り組んでいます。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		影響度	大-特大	発現可能性	中-高	想定されるリスク内容	当社グループは、あらゆる事業、部門、事業所において、安全確保、品質管理、環境汚染防止に加え、それらの状況について透明性・信頼性の高い情報公開の徹底に努めていますが、作業ミス、法令・社内ルール違反などによる事故や人身災害、大規模な環境汚染の発生、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性があります。				対応策	<p>当社グループは、企業の社会的責任を果たすため「東京電力グループ企業行動憲章」を制定し、そのもとで、安全の最優先と企業倫理の徹底による法令やルールの遵守、誠実な行動を一体となって取り組んでいます。</p> <p>事業活動のあらゆる場面において安全を最優先に掲げ、安全管理の取り組みについて、法令の遵守及び安全活動に実効性があるルール・施策を策定・展開し、継続的に評価・改善しています。</p> <p>品質管理や環境管理についても、規程・マニュアルなどにより遵守すべきルールを定め徹底するとともに、内部監査などによりその遵守状況を確認し、必要な改善を適宜実施しています。</p> <p>特に、原子力事業は、管理者が現場における設備・人の状況を定期的に確認・改善するなど、現地現物を重視した安全・品質の向上に取り組んでいます。また、外部専門家による指導・助言なども踏まえて、取り組みを継続的に改善していきます。</p> <p>情報公開については、お客さまや地域、社会の皆さまに必要な情報が正確に迅速に伝わることを意識して取り組んでいます。</p>			
	影響度	大-特大	発現可能性	中-高												
想定されるリスク内容	当社グループは、あらゆる事業、部門、事業所において、安全確保、品質管理、環境汚染防止に加え、それらの状況について透明性・信頼性の高い情報公開の徹底に努めていますが、作業ミス、法令・社内ルール違反などによる事故や人身災害、大規模な環境汚染の発生、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性があります。															
対応策	<p>当社グループは、企業の社会的責任を果たすため「東京電力グループ企業行動憲章」を制定し、そのもとで、安全の最優先と企業倫理の徹底による法令やルールの遵守、誠実な行動を一体となって取り組んでいます。</p> <p>事業活動のあらゆる場面において安全を最優先に掲げ、安全管理の取り組みについて、法令の遵守及び安全活動に実効性があるルール・施策を策定・展開し、継続的に評価・改善しています。</p> <p>品質管理や環境管理についても、規程・マニュアルなどにより遵守すべきルールを定め徹底するとともに、内部監査などによりその遵守状況を確認し、必要な改善を適宜実施しています。</p> <p>特に、原子力事業は、管理者が現場における設備・人の状況を定期的に確認・改善するなど、現地現物を重視した安全・品質の向上に取り組んでいます。また、外部専門家による指導・助言なども踏まえて、取り組みを継続的に改善していきます。</p> <p>情報公開については、お客さまや地域、社会の皆さまに必要な情報が正確に迅速に伝わることを意識して取り組んでいます。</p>															
SHS04	<p>SHS04_1 [YES]</p> <p>当社は健康と安全に関するリスク評価について、潜在的な新しいオペレーションやプロジェクトに対して実施しています。事業運営に関するリスクと機会について、取締役を兼務する執行役社長を委員長とする各委員会において、評価・分析を行っています。委員会の一つであるリスク管理委員会では、平常時からTEPCOグループのリスク管理を一元的に統括し、それぞれのリスクシナリオ分析に基づく対応策を整備するとともに、対策の実施状況や事業環境変化を踏まえ、リスクシナリオ等、適時・適切に見直しを実施しています。当委員会で議論・評価された結果は、経営課題の決定をはじめとした重要な決議に際して活用され、特に重要な経営課題に関連するリスクについては、リスク管理プロセスの有効性を見直しを含め、取締役会へ付議・報告されます。</p> <p>リスクと機会 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/risk_opportunity-j.html</p> <p>SHS04_2 [YES]</p> <p>TEPCOグループでは、日々の活動における安全管理、基本ルールの策定、リスクアセスメントや好事例の水平展開等グループを連携して取り組むとともに、重篤な災害が発生した場合は、根本原因を追及し、再発防止対策の水平展開だけでなく、既存ルールや工事工法の改善により、二度と同様の災害を起こさないための活動を展開しています。</p> <p>TEPCO統合報告書2023 - P46 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf</p>															
SHS08	<p>SHS08_1 [YES]</p> <p>TEPCOグループは「2027年度災害ゼロ」を目標に掲げ安全活動を推進しています。災害のうち、死亡災害について、2023年度はゼロを達成しました。</p> <p>TEPCO統合報告書2023 - P47 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡者数（従業員）</td> <td>人</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>死亡者数（請負・委託員）</td> <td>人</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>SHS08_2 [YES]</p> <p>当社は、SASBスタンダードに基づく情報開示を通じて、同業種内における健康や安全に関する指標の比較が行えるような開示に努めています。死亡災害0件に向けて、法令・ルールを遵守するとともに、安全活動のPDCAを的確に回して災害防止に取り組んでまいります。</p> <p>TEPCO統合報告書2023 - P104 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf</p>	項目	単位	2021年度	2022年度	2023年度	死亡者数（従業員）	人	0	0	0	死亡者数（請負・委託員）	人	2	2	0
項目	単位	2021年度	2022年度	2023年度												
死亡者数（従業員）	人	0	0	0												
死亡者数（請負・委託員）	人	2	2	0												

	<p>SHS11_1 [Yes] SHS11_2[Yes] 東京電力健康保険組合との協力により、健康増進に向けた取り組みを効果的に行うコラボヘルスにより、健康経営を推進しています。例えば、インフルエンザ予防接種費用補助等を行っています。</p> <p>健康経営 https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/health.html</p> <table border="1" data-bbox="520 311 1234 715"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定保健指導 生活習慣病受診勧奨</td> <td>新型コロナウイルス感染予防を踏まえ、オンライン式面談を実施</td> </tr> <tr> <td>糖尿病腎症・高血圧 重症化予防</td> <td>各プログラムの受診勧奨の継続実施に加え、教育入院型プログラムの対象医療機関の拡大を実施</td> </tr> <tr> <td>疾病予防や感染症対策への補助</td> <td>・インフルエンザ予防接種費用補助の継続実施 ・子宮頸がんワクチン予防接種費用補助の積極的周知 ・その他、各種予防接種費用補助（おたふくかぜ、帯状疱疹）の実施</td> </tr> <tr> <td>喫煙対策</td> <td>喫煙補助策によるオンライン禁煙サポートの実施</td> </tr> <tr> <td>健康増進イベント</td> <td>・オンライン活用の実施拡大と事業所出張型マッサージ施術の継続実施 ・健康増進プチサークル活動の支援補助と参加者拡大 ・ヘルスツーリズム施策の検討・実施（Jワイレッジ等を活用した参加募集型イベント）</td> </tr> <tr> <td>疾病の早期発見</td> <td>・35～70歳の5歳ごとの節目人間ドックの補助を実施 ・女性検診の実施率向上に向けた取り組みとして、事業所出張型乳がん検診と子宮頸がん検診（HPV検査）を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>SHS11 また、福島第一原子力発電所では、「2022年度新型コロナウイルスにおける対応」として以下を実施致しました。</p> <p>---</p> <p>【概要】 福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員は、入社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避、黙食、出張の厳選などの感染防止対策、週明け出勤前に本人とご家族の体調確認、3密・大人数・不特定多数の接触有無の上司への報告、及び福島県外から福島県に戻った際の抗原検査等を適切に実施し、安全最優先で廃炉作業に取り組んでいます。</p> <p>政府からは、2023年3月13日以降、マスク着用については「個人の判断に委ねる」という方針が示されていますが、福島第一原子力発電所においては、東京電力HD(株)の方針に則り基本的な感染対策としてマスク着用を継続しています。一方で、全国並びに福島県の感染者数が減少傾向にあり、福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス感染者数が落ち着いてきたことなどを踏まえ、2023年3月13日以降、これまで福島県内外移動時に行っていた抗原検査の運用を見直し、発電所入所時及び立地県またぎの業務上の移動前に、「新型コロナワクチン3回以上接種」又は「PCR検査等による陰性確認」のいずれかを確認する運用に変更しました。</p> <p>2023年5月8日以降、感染症対策の各施策は原則廃止としますが、BCP（事業継続計画）の観点から、密集・密室場所でのマスク着用、通勤・構内バスの段階的な運用の見直しをしています。当直員との接触回避等の職場内での感染拡大防止施策の一部についても、当面継続しつつ、適宜見直しをいたします。</p> <p>【新型コロナウイルスワクチンの職域接種】 2022年11月より、4回目接種を希望した1,704名（社員429名、協力企業作業員1,275名）が2022年12月までに接種完了しました。</p> <p>---</p> <p>福島第一廃炉推進カンパニーアニュアルレポート https://www.tepco.co.jp/decommission/information/committee/kenminkaigi/pdf/2023/a230614-j.pdf</p>	実施項目	実施内容	特定保健指導 生活習慣病受診勧奨	新型コロナウイルス感染予防を踏まえ、オンライン式面談を実施	糖尿病腎症・高血圧 重症化予防	各プログラムの受診勧奨の継続実施に加え、教育入院型プログラムの対象医療機関の拡大を実施	疾病予防や感染症対策への補助	・インフルエンザ予防接種費用補助の継続実施 ・子宮頸がんワクチン予防接種費用補助の積極的周知 ・その他、各種予防接種費用補助（おたふくかぜ、帯状疱疹）の実施	喫煙対策	喫煙補助策によるオンライン禁煙サポートの実施	健康増進イベント	・オンライン活用の実施拡大と事業所出張型マッサージ施術の継続実施 ・健康増進プチサークル活動の支援補助と参加者拡大 ・ヘルスツーリズム施策の検討・実施（Jワイレッジ等を活用した参加募集型イベント）	疾病の早期発見	・35～70歳の5歳ごとの節目人間ドックの補助を実施 ・女性検診の実施率向上に向けた取り組みとして、事業所出張型乳がん検診と子宮頸がん検診（HPV検査）を実施
実施項目	実施内容														
特定保健指導 生活習慣病受診勧奨	新型コロナウイルス感染予防を踏まえ、オンライン式面談を実施														
糖尿病腎症・高血圧 重症化予防	各プログラムの受診勧奨の継続実施に加え、教育入院型プログラムの対象医療機関の拡大を実施														
疾病予防や感染症対策への補助	・インフルエンザ予防接種費用補助の継続実施 ・子宮頸がんワクチン予防接種費用補助の積極的周知 ・その他、各種予防接種費用補助（おたふくかぜ、帯状疱疹）の実施														
喫煙対策	喫煙補助策によるオンライン禁煙サポートの実施														
健康増進イベント	・オンライン活用の実施拡大と事業所出張型マッサージ施術の継続実施 ・健康増進プチサークル活動の支援補助と参加者拡大 ・ヘルスツーリズム施策の検討・実施（Jワイレッジ等を活用した参加募集型イベント）														
疾病の早期発見	・35～70歳の5歳ごとの節目人間ドックの補助を実施 ・女性検診の実施率向上に向けた取り組みとして、事業所出張型乳がん検診と子宮頸がん検診（HPV検査）を実施														
SHS13	<p>SHS13_3 [27,585人] 東京電力グループは、各種の設備を地域社会の中に多種多様なかたちで設置しており、また、社内外の関係者の協力の下、広範な事業活動を行っています。このような中で、あらゆる業務において、安全を最優先すること、また、安全の追求に終わりはないことを意識し、更なる安全を日々磨き込むことが、事業を支える最重要基盤です。福島第一原子力発電所の事故の責任を、世代を超えて果たし抜くため、現状に満足せず、安全性向上に向けて一人ひとりが絶えず努力し続ける企業文化の構築を目指し、毎年、全社員が安全に関する研修を受講することとしています。</p>														
SHS18	<p>SHS18_2 [YES] より高い基準を遵守するための方針として、柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定の中に、【原子力事業者としての基本姿勢】を以下のとおり定めています。</p> <p>---</p> <p>【原子力事業者としての基本姿勢】 社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島復興及び賠償をやり遂げる。社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</p> <p>（中略）</p> <p>7. 自主的な改善 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。 保安活動のパフォーマンスの確実な維持を図る。あわせて、CAP（Corrective Action Program：是正処置プログラム）を活用し、日常的に安全に関する課題の共有や対策に関する実質的な議論を行い、課題の兆候を早期に捉えて不適合を未然に防止するとともに、発生した不適合に対し是正処置を講ずる。 さらに、現場からの提案、確率的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的かつ継続的に安全性向上を実現する。 また、保安活動における変更管理の運用を徹底する。</p> <p>---</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可申請について – 「原子力事業者としての基本姿勢」の変更 – (2023年11月1日プレスリリース) https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1666413_8713.html</p> <p>・柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表 (136KB) https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/pdf4/231101j0101.pdf</p>														

SHS19	<p>SHS19_1 [YES]</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所では、中越沖地震や福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質または放射線が異常な水準で発電所外に放出されるような原子力災害を未然に防ぐための様々な安全性向上対策を講じています。</p> <p>万が一、原子力災害が発生した場合は、事故収束活動を行うとともに、発電所周辺地域のお住まいの皆さまへの放射線の影響を緩和するため、国や自治体、防災関係機関と連携した対応を行います。</p> <p>これらの原子力災害の対応は、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法などに基づくものです。</p> <p>原子力事業者である東京電力ホールディングスは、原子力災害の発生及び拡大の防止、ならびに原子力災害時の復旧に必要な業務などを定めた「原子力事業者防災業務計画」を原子力発電所ごとに作成、運用しています。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画】 https://www.tepco.co.jp/about/power_station/disaster_prevention/pdf/protec_kk.pdf</p> <p>当社は原子炉の炉心を損傷するような重大な事故に至った場合を想定し、原子炉格納容器の破損防止や放射性物質の環境への拡散抑制など対策を講じることを下記HPで公表しております。</p> <p>【重大事故を想定した対策】 https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/kk-np/safety/prevention/index-j.html</p>
	<p>SHS19_2 [YES]</p> <p>国内外の有識者から構成される東京電力取締役会の諮問機関として、2012年9月11日に「原子力改革監視委員会」を設置しています。</p> <p>当委員会は、東京電力ホールディングスによる世界最高水準の安全意識と技術的能力、社会との対話能力を有する原子力発電所運営組織の実現に向けた改革の取り組みについて、外部の視点で監視・監督しています。2013年3月29日に「福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン」を取りまとめ、その進捗状況を四半期ごとに確認し、取りまとめた結果を公表しています。</p> <p>至近では2024年2月13日の委員会で報告しています。</p> <p>【原子力安全改革プラン（2013年3月）】 https://www.tepco.co.jp/cc/press/betu13_j/images/130329j0401.pdf</p> <p>【至近の進捗報告（2024年2月）】 http://www.nrmc.jp/report/_icsFiles/afieldfile/2024/03/08/1_3.pdf</p>
SHS20	<p>SHS20_2 [YES]</p> <p>放射線ハザード評価（リスクと安全）結果を受け、より高い安全水準を満たすための方針として「原子力災害対策充実にに向けた考え方」を定めています。この中では、事故収束活動の体制、事故収束活動時に対応要員が備えるべき力量や資機材、住民の皆さまへの支援実施体制、他の原子力事業者との相互協力支援体制等について取りまとめています。また必要な訓練の実施状況等、取り組み状況について定期的に公表しています。</p> <p>【「原子力災害対策充実にに向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて（2024年1月）】 https://www.tepco.co.jp/press/news/2024/pdf/240119a.pdf</p>
SHS21	<p>SHS21_2 [YES]</p> <p>地域・社会の皆さまに放射能濃度の状況をご確認いただけるよう、福島第一原子力発電所において、各種地点における試料採取・放射能濃度の測定を行い、その結果を公表しています。</p> <p>【福島第一原子力発電所における日々の放射性物質の分析結果】 https://www.tepco.co.jp/decommission/data/daily_analysis/index-j.html</p> <p>またALPS処理水に関しては、2022年4月よりトリチウムを中心とした海域モニタリングを強化しており、地図上で閲覧できるWEBサイト「包括的海域モニタリング閲覧システム（ORBS）」を開設しています。</p> <p>【海域モニタリング（処理水ポータルサイトより）】 https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/monitoring/</p>

SHS22	<p>SHS22_2 [YES] 当社は柏崎刈羽原子力発電所における放射性廃棄物の輸送や処理方法について、計画を策定しています。</p> <p>【低レベル放射性廃棄物輸送計画】 https://www.tepco.co.jp/press/release/2024/1667325_8714.html</p> <p>【高レベル放射性廃棄物の処理方法についての地元の方々への説明資料】 https://www.tepco.co.jp/niiyata_hq/communication/briefing/index-j.html P16</p> <p>なお、規制検査（米国の原子炉監督プロセス（ROP）を参照）の中で、「放射性固体廃棄物等の管理」等の検査を受けています。</p> <p>【2023年度(第1四半期)原子力規制検査報告書（原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査）】 https://www2.nra.go.jp/data/000442928.pdf（ページ番号：別添1-8、1-9）</p>
SHS23	<p>SHS23_2 [YES] 福島第一原子力発電所の炉作業で生じる廃棄物については「廃炉中長期実行プラン」で設定した計画をもとに対策を実施しています。固体廃棄物は、発生量実績及び今後10年程度の廃棄物発生量予測値を反映した「固体廃棄物の保管管理計画」を公表しており、2023年11月に7回目の改訂を行いました。屋外に一時保管している廃棄物の焼却・減容処理を進め、「固体廃棄物貯蔵庫」で保管します。</p> <p>【廃炉中長期実行プラン2024】 https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/plan/pdf/20240328_01.pdf</p> <p>また、東京電力グループは、地域環境を保全するため、①環境影響の把握（環境アセスメント）、②汚染物質の管理、③汚染物質排出量の削減、④リスクマネジメント、の4つのアプローチによるマネジメントを実施しています。</p> <p>④リスクマネジメント 有害汚染物質の漏えいによる土壌や水系の汚染に対しては、貯蔵タンクの巡回点検や防液堤・止水堰の設置や中和剤の準備等のリスク管理により、汚染被害を防止します。また汚染物質を含む使用中の製品は台帳で管理し、廃棄・切替時に確実に適切な処理が為されるよう対処しています。 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染に対しては、国に協力し、除染を進めるとともに、発電所敷地内を流れる地下水の汚染を防止し、汚染水の海域への流出を防ぐためのさまざまな対策を進めています。</p> <p>【マネジメントアプローチ】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/environment/reduction/approach-j.html</p>
SHS24	<p>SHS24_1 [YES] / SHS24_2 [YES] 核物質が核兵器などに転用されない事を確認するための活動として、日本国と国際原子力機関（IAEA）との間で締結された協定に基づく保障措置があり、保障措置の活動の一つとして計量管理があります。 計量管理とは、核物質の所在、種類、量、移動を管理するもので、その計量した情報を国を通じてIAEAに報告するものです。</p> <p>当社は、法令「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子力発電所における核物資の適正な計量及び管理を行うことを目的として発電所毎に計量管理規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けて活動を行っています。</p> <p>その他、国・IAEAによる封印／監視カメラの設置及び査察を受け入れるとともに、核物質の無許可の移動がないこと及び記録通りに核物質が存在することに関する確認を受けています。</p> <p>原子力規制庁は、これらの年間の保障措置活動の実施結果を報告し、IAEAによる保障措置声明（すべての核物質が平和的活動にとどまっていると評価）を公表しています。</p> <p>これらの活動のデータソースとして、原子力規制庁ホームページのURLを以下に示します。</p> <p>【原子力規制庁:保障措置】 https://www.nra.go.jp/activity/hoshousochi/index.html</p>

SHS27	<p>SHS27_2 [YES] 放射線ハザード評価（リスクと安全）結果に基づき、対処するための管理システムを構築しています。 管理システムの構築にあたり、原子力防災組織にICS（Incident Command System）の考え方を導入しています。 ICSとは米国（消防、警察、軍など）の災害現場・事件現場などにおける標準化された現場指揮に関するマネジメントシステムです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督限界の設定（3～7人程度まで） 指示命令が混乱しないよう、現場指揮官を頂点に、直属の部下は最大7名以下に収まる構造を大原則とする。 ・災害規模に応じて縮小・拡張可能な組織構造 基本的な機能として、①意思決定・指揮、②対外対応、③情報収集と計画立案、④現場対応、⑤支援調整、⑥ロジスティック、リソース管理があり、指示命令が円滑に行えるよう、プラント状況の様相・規模に応じて縮小・拡張可能な組織とする。 ・直属の上司の命令のみに従う指揮命令系統の明確化 指示命令が混乱しないよう、上下関係をはっきりとさせ、飛び越えた指示・報告を行わないように、指揮命令系統上にいない人物からの指示で動くことがないようにする。 ・決定権を現場指揮官に与える役割分担 最終的な対応責任は現場指揮官に与え、たとえ上位職位・上位職者であっても周辺はサポートに徹する役割とする。 ・全組織レベルでの情報共有ツールの活用 縦割りの指示命令系統による情報伝達に齟齬がでないよう、全組織で同一の情報を共有するための情報伝達・収集様式（テンプレート）の統一や情報共有のツールを活用する。 <p>【「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて（2024年1月）】 https://www.tepco.co.jp/press/news/2024/pdf/240119a.pdf P5～6</p>
SHS28	<p>SHS28_2 [YES] 福島第一原子力発電所では、安心して働ける環境づくりに取り組むとともに、被ばく線量の低減を図っています。福島第一原子力発電所作業員の現在の平均被ばく線量は、線量限度（100mSv/5年）を月平均した値（1.67mSv）と比較し、十分低い値です。放射線業務に従事する人の被ばく線量限度は、「100mSv/5年」かつ「50mSv/年」です。なお、月毎の線量限度は定められていませんが、線量限度「100mSv/5年」を月平均すると「1.67mSv」となります。</p> <p>【福島第一原子力発電所作業員の被ばく線量の評価状況】 https://www.tepco.co.jp/decommission/information/newsrelease/exposure/index-j.html</p> <p>柏崎原子力発電所についても、発電所周辺の環境放射線監視調査を「柏崎刈羽原子力発電所周辺環境放射線監視調査年度計画」に基づき実施し、四半期ごとに監視調査結果を公表しています。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所周辺環境放射線監視調査結果（令和5年度第三四半期）】 https://www.tepco.co.jp/niiigata_hq/data/collection/pdf/20233qkanshi.pdf</p>
SHS29	<p>SHS29_1 [YES] / SHS29_2 [YES] 柏崎刈羽原子力発電所から放出される放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物の放出量データを四半期ごとに公表しています。</p> <p>【放射性気体廃棄物の発生量（2023年度第三四半期）】 https://www.tepco.co.jp/niiigata_hq/data/collection/pdf/2023kitai_q3.pdf</p> <p>【放射性液体廃棄物の発生量（2023年度第三四半期）】 https://www.tepco.co.jp/niiigata_hq/data/collection/pdf/2023ekitai_q3.pdf</p>
SHS30	<p>SHS30_1 [YES] / SHS30_2 [YES] 福島第一原子力発電所の炉作業で生じる固体廃棄物については、発生量実績及び今後10年程度の廃棄物発生量予測値を反映した「固体廃棄物の保管管理計画」を策定しており、その進捗を定期的に更新・公表しています。</p> <p>【「固体廃棄物の保管管理計画」（2023.11）】 https://www.tepco.co.jp/decommission/information/committee/roadmap_progress/pdf/2023/d231130_09-j.pdf#page=3</p> <p>【中長期ロードマップの進捗状況（廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議）（2024.3 放射性廃棄物関連）】 https://www.tepco.co.jp/decommission/information/committee/roadmap_progress/pdf/2024/d240328_09-j.pdf</p>

SHS32	<p>SHS32_1 [2023] / SHS32_2 [0] / SHS32_3 [2022] / SHS32_4 [0] / SHS32_5 [2021] / SHS32_6 [0] 福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所については、INESの評価レベル1以上の当社インシデントは発生していません。 福島第一原子力発電所については、原子力規制委員会より「INES評価尺度のうち深層防護及び施設における放射線バリアと管理の基準を適用することが適当でないことから、INESレベルが6以上に相当するものでない場合には、INESレベルの格付けは行わない」ことが通達されています。</p> <p>【原子炉等規制法または放射性同位元素等規制法に基づく報告（2023年度）】 ※福島第二、柏崎刈羽についてINES格付けの該当なし https://www.nra.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku_new/2023.html 【原子炉等規制法または放射性同位元素等規制法に基づく報告（2022年度）】 ※福島第二、柏崎刈羽についてINES格付けの該当なし https://www.nra.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku_new/2022.html 【原子炉等規制法または放射性同位元素等規制法に基づく報告（2021年度）】 ※福島第二、柏崎刈羽についてINES格付けの該当なし https://www.nra.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku_new/2021.html</p> <p>【原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について（原子力規制委員会）】 ※P3ご参照（福島第一関連） https://www.nra.go.jp/data/000314418.pdf</p>
SHS33	<p>SHS33_1 [2023] / SHS33_2 [0] / SHS33_3 [0] / SHS33_4 [0] / SHS33_5 [0] / SHS33_6 [0] / SHS33_7 [2022] / SHS33_8 [0] / SHS33_9 [0] / SHS33_10 [0] / SHS33_11 [0] / SHS33_12 [0] / SHS33_13 [2021] / SHS33_14 [0] / SHS33_15 [0] / SHS33_16 [0] / SHS33_17 [0] / SHS33_18 [0]</p> <p>2020年度から2022年度において、当社の原子力発電所は稼働していないため、運転に係る放射性廃棄物は発生していません。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所DATA・BOX（2024年4月）】 https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/data/collection/pdf/202404databox.pdf</p> <p>なお柏崎刈羽原子力発電所から放出される放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物の放出量データを四半期ごとに公表しています。</p> <p>【放射性気体廃棄物の発生量（2023年度第三四半期）】 https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/data/collection/pdf/2023kitai_q3.pdf</p> <p>【放射性液体廃棄物の発生量（2023年度第三四半期）】 https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/data/collection/pdf/2023ekitai_q3.pdf</p>
SHS34	<p>SHS34_1 [2023] / SHS34_2 [540,000m3（福島第一）、117.48t（福島第二）] / SHS34_3 [2022] / SHS34_4 [520,000m3（福島第一）、0t（福島第二）] / SHS34_5 [2021] / SHS34_6 [540,000m3（福島第一）、31.47t（福島第二）]</p> <p>福島第一原子力発電所の廃止措置に伴い発生した廃棄物量は下記のとおりです。 ・2023年度：540,000m3 ・2022年度：520,000m3 ・2021年度：540,000m3 ※「瓦礫等」の実績で算出</p> <p>【廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合資料（2024年4月）】 ※資料の7ページ目をご参照（2023年度値） https://www.tepco.co.jp/decommission/information/committee/roadmap_progress/pdf/2024/d240425_05-j.pdf 【固体廃棄物の保管管理計画（2023年11月）】 ※冒頭の概要資料の8,9スライド目等をご参照（2022、2021年度値） https://www.tepco.co.jp/decommission/information/committee/roadmap_progress/pdf/2023/d231130_09-j.pdf#page=3</p> <p>福島第二原子力発電所の廃止措置に伴い発生した廃棄物処分量は下記のとおりです。 なお、管理区域外において福島第一原子力発電所由来の放射性物質の降下物の影響を受けていない廃棄物（原子力施設の付帯設備・機器等に限る）や設備の取替により発生したものを含みます。 ・2023年度：117.48t ・2022年度：0t ・2021年度：31.47t</p> <p>【福島第二原子力発電所における廃止措置等の進捗状況について（2024年4月）】 ※2023年度値の関係 https://www.tepco.co.jp/2f-np/information/handouts/pdf/2024/j240422a-j.pdf 【福島第二原子力発電所における廃止措置等の進捗状況について（2023年4月）】 ※2022年度値の関係 https://www.tepco.co.jp/2f-np/information/handouts/pdf/2023/j230421a-j.pdf 【福島第二原子力発電所における廃止措置等の進捗状況について（2022年4月）】 ※2021年度値の関係 https://www.tepco.co.jp/2f-np/information/handouts/pdf/2022/j220420a-j.pdf</p>

SHS35	<p>SHS35_1 [2022] / SHS35_2 [0.04~0.12μSv/hr] / SHS35_3 [2021] / SHS35_4 [0.04~0.12μSv/hr] / SHS35_5 [2020] / SHS35_6 [0.04~0.13μSv/hr] 当社は福島県内の放射線量の状況について統合報告書上で開示しています。</p> <p>【TEPCO統合報告書2023】 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf P65 福島0.12 南相馬0.06 会津若松0.05 郡山0.07 南会津0.04 白河0.06 いわき0.06</p> <p>【TEPCO統合報告書2022】 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202210tougou-j.pdf P87 福島0.12 南相馬0.06 会津若松0.05 郡山0.07 南会津0.04 白河0.06 いわき0.06</p> <p>【TEPCO統合報告書2020-2021】 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202108tougou-j.pdf P127 福島0.13 南相馬0.06 会津若松0.05 郡山0.07 南会津0.04 白河0.06 いわき0.06</p>															
SHS37	<p>SHS37_1 [Yes]/SHS37_2 [Yes] 死亡災害の教訓から、作業員の役割分担や法令等遵守事項を織り込んだ作業手順を整備活用するとともに、社外機関とも協働し、現場実態に即した安全活動スキームの実効性向上を図っています。なお、2023年度の死亡災害は0件です。 TEPCO統合報告書2023 - P47 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf</p>															
SHS38	<p>SHS38_7 [100%]Coverage 100% 当社工事(請負作業員含む)に関わるすべての災害が報告されるためカバー率は100%</p> <table border="1" data-bbox="785 1018 1690 1107"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡者数(従業員)</td> <td>人</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>データカバー率</td> <td>%</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	2021年度	2022年度	2023年度	死亡者数(従業員)	人	0	0	0	データカバー率	%	100	100	100
項目	単位	2021年度	2022年度	2023年度												
死亡者数(従業員)	人	0	0	0												
データカバー率	%	100	100	100												
SHS40	<p>SHS40_7 [YES] 当社工事(請負作業員含む)に関わるすべての災害が報告されるためカバー率は100%</p> <table border="1" data-bbox="785 1252 1690 1341"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡者数(請負・委託員)</td> <td>人</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>データカバー率</td> <td>%</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	2021年度	2022年度	2023年度	死亡者数(請負・委託員)	人	2	2	0	データカバー率	%	100	100	100
項目	単位	2021年度	2022年度	2023年度												
死亡者数(請負・委託員)	人	2	2	0												
データカバー率	%	100	100	100												
SHS41	<p>SHS41_1 [2023] / SHS41_2 [0] / SHS41_3 [2022] / SHS41_4 [0] / SHS41_5 [2021] / SHS41_6 [0] 福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所については、INESの評価レベル1以上の当社インシデントは発生しておりません。 福島第一原子力発電所については、原子力規制委員会より「INES評価尺度のうち深層防護及び施設における放射線バリアと管理の基準を適用することが適当でないことから、INESレベルが6以上に相当するものでない場合には、INESレベルの格付けは行わない」とことが通達されています。</p> <p>【原子炉等規制法または放射性同位元素等規制法に基づく報告(2023年度)】※福島第二、柏崎刈羽についてINES格付けの該当なし https://www.nra.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku_new/2023.html 【原子炉等規制法または放射性同位元素等規制法に基づく報告(2022年度)】※福島第二、柏崎刈羽についてINES格付けの該当なし https://www.nra.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku_new/2022.html 【原子炉等規制法または放射性同位元素等規制法に基づく報告(2021年度)】※福島第二、柏崎刈羽についてINES格付けの該当なし https://www.nra.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku_new/2021.html</p> <p>【原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について(原子力規制委員会)】※P3ご参照(福島第一関連) https://www.nra.go.jp/data/000314418.pdf</p>															
SHS42	<p>SHS42_1[2023] /SHS42_2[763,000m3(福島第一)、2,348,800t(福島第二)] 福島第一原子力発電所の廃止措置に伴い発生する固体廃棄物の発生量や減容後保管対象量は、「固体廃棄物の保管管理計画」の中で2035年時点の予測値を公表しています。 福島第一原子力第一発電所 763,000m3 ※「瓦礫等」の発生量実績(2023年3月) + 発生予測量(～2035年3月)で算出</p> <p>【固体廃棄物の保管管理計画(2023年11月)】※P10の図4「瓦礫等」発生量予測 評価結果(当面10年程度)」をご参照 https://www.tepco.co.jp/decommission/information/committee/roadmap_progress/pdf/2023/d231130_09-j.pdf#page=3</p> <p>福島第二原子力発電所の廃止措置期間中に発生する廃棄物については、「廃止措置実施方針」の中で発生予測量を公表しております。 福島第二原子力第二発電所1号 612,500t 福島第二原子力第二発電所2号 593,300t 福島第二原子力第二発電所3号 581,100t 福島第二原子力第二発電所4号 561,900t ※「放射性固体廃棄物 + 放射性廃棄物でない廃棄物」の発生量で算出</p> <p>【廃止措置実施方針】※各号基の添付資料「廃止措置計画認可申請書」の第10-4表をご参照 https://www.tepco.co.jp/electricity/mechanism_and_facilities/power_generation/nuclear_power/decommissioning_plan.html</p>															

Labour Standards	
SLS08	<p>SLS08_2 [YES] 最低賃金や生活賃金（基本的生活を送るために必要とされる賃金）に関する権利を支持・支援する方針またはステートメント：最低賃金を超え、生活賃金に到達するようなコミットメントを当社は実施しています。 東京電力グループ調達基本方針の「4.法令・社会規範の遵守」においてあらゆる差別・ハラスメントを行わず、基本的人権を尊重するとともに、全ての関連法令ならびにその精神を遵守するポリシーを表明しています。この中で賃金不払いの撤廃、雇用に関する不当な差別の撤廃を明示しており、最低賃金を保証しています。 また、東京電力グループ人権方針の2. 人権尊重へのコミットメントにて、最低賃金の確保と生活賃金の支持についてコミットしている。</p> <p>■具体的な人権課題へのコミットメント 東京電力グループは、人権に関する国際的な規範・原則に則り、以下の権利と尊厳を尊重します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人身取引および強制労働、児童労働の禁止 (2) 結社の自由および団体交渉権等の尊重 (3) 多様性の尊重および機会均等 (4) あらゆる形態の差別*やハラスメント、いじめ、不公平な扱いの禁止 (5) 適正な労働時間の管理と過剰な労働時間の削減 (6) 最低賃金の確保と生活賃金の支持 <p>【調達基本方針】 https://www.tepco.co.jp/about/procurement/basic/policy-j.html 【東京電力グループ 人権方針】 https://www.tepco.co.jp/press/release/2021/pdf3/210810j0101.pdf</p>
SLS10	<p>SLS10_1 [YES] 当社は一般社団法人日本経済団体連合会に加盟、参画しており、同会に設置された「経営労働政策特別委員会」「雇用政策委員会」「労働法規委員会」では労働基準に関する様々な議論を行っています。</p> <p>また、当社は日本企業における人的資本経営を実践と開示の両面から促進することを目的とし、人的資本経営の実践に関する先進事例の共有や企業間協力に向けた議論、国内外の人的資本に関する情報の収集・発信と普及を行う「人的資本コンソーシアム」に参画している。</p> <p>【人的資本コンソーシアム Member】 https://hcm-consortium.go.jp/member_list#F</p> <p>SLS10_2 [YES] 東京電力グループ企業倫理遵守に関する行動基準の「2.法令等の遵守(1)法令の遵守」において、私たちは、国内外の法令およびその精神を遵守し、社会のルールに従って行動することを表明しています。当該表明における「国内外の法令およびその精神」には「ILO（国際労働機関）」の含まれ、その理念を支持しています。 【東京電力グループ企業倫理遵守に関する行動基準】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/pdf/kijun.pdf</p>
SLS11	<p>SLS11_1 [YES] 東京電力グループ企業倫理遵守に関する行動基準の「1.人間の尊重(3)人権の尊重」において、私たちは、性別、信条、心身の機能、性的指向や性自認、社会的身分等に関するさまざまな人権問題の理解に努め、差別やハラスメント（いやがらせ）、プライバシーの侵害を決して行わないことを表明しています。</p> <p>また、障がい者雇用・活躍推進について、障がいのある従業員が生き生きと働ける職場環境づくりを推進しています。 東京電力グループでは、障がいのある従業員が生き生きと働くことができる職場環境の提供を目的に、2008年に東電ハミングワーク株式会社を設立いたしました。同社では、印刷、園芸、清掃、事務、電力メーター解体・再利用などの幅広い仕事で、東京電力グループを支える役割を担っています。 障がい者の雇用率は、2023年6月時点実績で2.59%と法定雇用率を上回っており、各職場で活躍しています。職業生活相談員制度の職場への定着を図り、障がいのある従業員が活躍できる環境づくりの推進と、新しい雇用の創出に向けた取り組みを進めております。</p> <p>【ダイバーシティ】 障がい者雇用・活躍推進について https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/diversity.html 【東京電力グループ企業倫理遵守に関する行動基準】 https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/pdf/kijun.pdf</p> <p>また、福島復興のために継続的な雇用について最大限貢献していくという観点から、福島県内の大学・短期大学・高等専門学校・高等学校などの卒業生から各年度約45人の採用を目指します。</p> <p>【2023～2025年度 採用計画について】 https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/1684327_8712.html</p>

SLS13	<p>SLS13_1 [YES] 社内に設置された代表執行役社長が委員長を務めるリスク管理委員会では、労働問題を含めたリスク管理を行っており、適時適切にリスク項目を見直すなどコアビジネスプロセスの一環として継続して労働問題の影響を積極的に評価しています。なお、これは既存事業のみならず新規事業についても適用となるもので、新規に事業を開始する場合には社内に設置された投資管理委員会において同様のリスク評価を行っています。</p> <p>【リスク管理委員会】P78 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf</p>
	<p>SLS13_2 [YES] 社内に設置された代表執行役社長が委員長を務めるリスク管理委員会では、労働問題を含めたリスク管理を行っており、適時適切にリスク項目を見直すなどコアビジネスプロセスの一環として継続して労働問題の影響を積極的に評価しています。</p> <p>【リスク管理委員会】P78 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202309tougou-j.pdf 【投資管理委員会】P89-90 https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/annual_report/pdf/202108tougou02-j.pdf</p>
SLS14	<p>SLS14_1 [YES] SLS14_2 [YES] 東京電力グループ人権方針の2. 人権尊重へのコミットメントにて、人権に関する国際的規則等に則り、児童労働禁止についてコミットしている。 また、東京電力グループ調達基本方針の「4.法令・社会規範の遵守」においてあらゆる差別・ハラスメントを行わず、基本的人権を尊重するとともに、全ての関連法令ならびにその精神を遵守するポリシーを表明しています。この中で児童労働の排除を明示しています。また、サプライヤーとは定期的に「資材調達方針説明会」を開催しており、当社のポリシーへの理解活動を推進し、適切な監督をしています。</p> <p>■具体的な人権課題へのコミットメント 東京電力グループは、人権に関する国際的な規範・原則に則り、以下の権利と尊厳を尊重します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人身取引および強制労働、児童労働の禁止 (2) 結社の自由および団体交渉権等の尊重 (3) 多様性の尊重および機会均等 (4) あらゆる形態の差別※やハラスメント、いじめ、不公平な扱いの禁止 (5) 適正な労働時間の管理と過剰な労働時間の削減 (6) 最低賃金の確保と生活賃金の支持 (7) 健康かつ安全な職場環境の確保 (8) 個人情報およびプライバシーの保護 (9) 消費者および地域コミュニティの安全確保と透明性のある情報開示 <p>※ 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国籍、年齢、性的指向・性自認・性表現、障がいの有無、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位またはこれに類するあらゆる事由による差別をいいます。</p> <p>【東京電力グループ 人権方針】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/hrights.html 【東京電力グループ企業行動憲章】 https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/group_philosophy/pdf/kensyou.pdf 【調達基本方針】 https://www.tepco.co.jp/about/procurement/basic/index-j.html</p> <p>SLS14_3 [YES] 従業員で組織される東京電力労働組合は、労働組合法と労使間の労働協約に基づき、ユニオンショップ制を採用し、労働条件の維持改善と経済的地位向上を図るための必要な諸活動を行っています。会社としても同組合の結社および諸活動を認めており、積極的な労使間協議を行うことで、組合員の労働条件の向上と、組合員とその家族のよりよい生活をめざしています。具体的な労使間協議のメカニズムとしては、春季労使交渉などが設定されています。</p> <p>【東京電力労働組合】 https://j-union.com/-/toudenrouso/html/page.php?cd=74857 【春季労使交渉】 https://www.tepco.co.jp/press/release/2020/1533890_8710.html</p> <p>SLS14_5 [YES] 当社は社員の生活賃金を支援する目的でライフサイクル手当を支給しています。ライフサイクル手当は、通常の給与に加えて勤務地に応じた所定額を支給するものです。なお、東京都区部など大都市圏の事業所に勤務する場合は、上記手当に一律5,000円を加算するなど、地域性に応じた制度としています。その他、在宅勤務に伴い、家庭での通信費や光熱費が増える社員の負担を軽減するため、社員が在宅勤務を実施した日数に応じ、1日あたり300円の手当を支給する制度もあります。</p> <p>https://tepco-recruit.c.wjopen.jp/recruit/requirement.html</p>

SLS16	<p>SLS16_1 [YES] SLS16_2 [YES] SLS16_7 [YES]</p> <p>東京電力グループ人権方針の具体的な人権課題へのコミットメントの（4）あらゆる形態の差別※やハラスメント、いじめ、不公平な扱いの禁止を掲げています。</p> <p>※人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国籍、年齢、性的指向・性自認・性表現、障がいの有無、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位またはこれに類するあらゆる事由による差別をいいます。具体的なアクションとしては、執行役副社長を委員長とする「人権委員会」にて人権問題に関する前年度の取り組み状況の総括と、当該年度の重点推進事項を審議し、特定された重点事項についてはその原因分析と対策を検討した上で、各種研修活動等を展開しています。</p> <p>【東京電力グループ人権方針】 https://www.tepco.co.jp/press/release/2021/pdf3/210810j0101.pdf</p> <p>また、多様な人財の活躍推進への取り組みとして、性別、人種、年齢、性的指向、性表現や働き方等、誰一人として同じではないことを理解し、お互いの違いを尊重できる環境づくりを推進しています。</p> <p>【東京電力グループのダイバーシティ&インクルージョン】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/diversity.html</p> <p>東京電力では、人種、国籍・出生地、思想・宗教、性別、社会的身分又は門地などではなく、本人の適性と能力に基づいた採用選考を行うように面接員とリクレーター向けに公正な採用選考と就活ハラスメントに関する研修が実施されています。</p> <p>【就活ハラスメント防止対策 企業事例集】P39～40 https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001060585.pdf</p> <p>【人権尊重の取り組み】7. 人権方針の周知浸透／教育 公正な採用活動 https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/hrights.html</p>
SLS21	<p>SLS21_1 [YES] / SLS21_2 [YES]</p> <p>発生したインシデントについては当社プレスにて公表しており、2021年度は「1件」、時間外労働の過小申請について公表を行いました。 https://www.tepco.co.jp/pg/company/press-information/information/2021/1597875_8921.html</p>
SLS26	<p>SLS26_3 [3.87] 従業員一人当たりの平均研修時間3.87時間 従業員研修時間数を従業員数で除して算出</p> <p>SLS26_4 [0.0007日] 従業員一日当たりの平均研修時間:0.0007日 3.87時間・所定労働日数245日の前提で算出</p>
SLS30	<p>SLS30_2 [YES]</p> <p>いじめやハラスメント事案への対処：当社は管理職を対象に「ハラスメント防止研修」を実施しています。各種ハラスメントへの理解を深めることにより、発生の防止と、発生時の適切な対応を身につけ、人権が尊重される職場づくりを実現することを目的に、さまざまな人権問題の啓発を積極的に行うとともに、問題発生時の迅速・的確な対処と再発防止に努めています。また、職場ハラスメントの防止では、性的マイノリティへの差別やマタニティ・ハラスメント等の新たなハラスメントへの理解活動を積極的に展開しています。</p> <p>【取り組み事例：企業倫理遵守に関する社員へのコンプライアンス研修】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/esg-governance/compliance-j.html</p> <p>【研修について（人権）】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/hrights.html</p> <p>ダイバーシティ&インクルージョン推進には管理職の理解向上が重要な要素と考え、研修・サーベイを実施しました。第三者の評価を踏まえ、管理職の取り組み推進により、正しい知識をもった職場の理解・支援者を育成してまいります。</p> <p>マネージャー以上の管理職向け啓発研修では、多様性に関する正しい理解を図るアンコンシャスバイアス研修とともに、ワークとライフの両方を充実させるための組織マネジメントについて学びを深めています。</p> <p>【ダイバーシティ】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/hractivate/diversity.html</p>

Pollution & Resources	
EPR1	<p>EPR1_2[Yes] 当社は汚染の削減、効率改善、影響の軽減または回避について方針を掲げています。 東京電力グループ環境方針において、下記の通り記載しています。 環境負荷の低減 環境汚染等のリスク管理、資源・水の効率的利用を通じ、環境負荷の低減と資源循環型社会の実現に貢献します。</p> <p>また、地域環境を保全するため、①環境影響の把握（環境アセスメント）、②汚染物質の管理、③汚染物質排出量の削減、④リスクマネジメント、の4つのアプローチによるマネジメントを実施することをコミットしています。</p> <p>【東京電力グループ環境方針】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/environment/management/policy-j.html 【マネジメントアプローチ】 https://www.tepco.co.jp/about/esg/environment/reduction/approach-j.html</p>
EPR10	<p>EPR10_2_[YES] 海沿いの原子力発電所から発生する生活排水に含まれるBOD等、内燃機関発電所から発生する生活排水に含まれるBOD等は島や市街地の事業所など、海域の法定排水基準に適合させるため、合併式処理回転槽で除去します。その後、処理水を海域に放流します。合併型処理水槽は、法令に基づき維持管理し、水質（pH、CODなど水質汚濁防止法に定める海域の基準）、放流量を監視し、基準を超えないよう管理・遵守しています。</p> <p>【環境省 規制】 https://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html https://www.env.go.jp/content/900541667.pdf</p>
EPR21	<p>EPR21_1_[2023] / EPR21_2_[0] / EPR21_3_[2022] / EPR21_4_[0] / EPR21_5_[2021] / EPR21_6_[0] / ERP21_7[91 Revenue]</p> <p>日本の規制法である大気汚染防止法の排出基準に基づくVOC排出量は0である。</p>

Water Security	
EWT06	<p>EWT6_2_[Yes]</p> <p>当社は、全社的な取り組みとして、2001年度から2005年度までの中期目標（2000年度比 -15%）のもと、社員一人ひとりがオフィスの省エネ・省資源を行い、オフィス用水使用量の39%削減を達成しました。</p> <p>このオフィス用水使用量の削減活動は2006年度から継続しており、2021年度の使用量は719,000トン、2022年度は704,000トンと、水使用量の目標を継続的に達成しております。</p>
EWT08	<p>EWT8_1_[Yes]</p> <p>当社は水使用量の削減のため、同じ地域で活動する他社との協働を実施しています。</p> <p>環境省が企画する「ウォータープロジェクト」は人と水との関わりを考え、産官学民等の多様な主体の連携による良好な水環境の活用・保全を通じて、持続可能な地域社会の実現を目指す取組です。当社は本プロジェクトに参画し、尾瀬国立公園で水資源の保全や有効活用等を行っています。</p> <p>【環境省 ウォータープロジェクト 企業一覧】</p> <p>https://www.env.go.jp/water/project/action/com.html</p>
EWT09	<p>EWT09_2 [YES]</p> <p>2001年度から2005年度までの中期目標のもと、社員一人ひとりがオフィスの省エネ・省資源に取り組んできました。オフィス用水使用量の削減目標は、2000年度実績約220万トンをもとに、-15%という非常に難しい目標を設定しました。2005年度の水使用量は134万トンとなり、39%の削減を達成しました。この活動を環境に配慮した活動として統合報告書で紹介し、持続可能な社会の発展に貢献していることを示しています。この節水活動は2006年度から継続しており、2021年度の使用量は719,000トン、2022年度は704,000トンでした。水使用量の目標を継続的に達成しています。</p> <p>オフィス用水使用量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度：704,000トン ・2021年度：719,000トン
EWT13	<p>EWT13_2_[Yes]</p> <p>東京電力グループは、地域環境を保全するため、①環境影響の把握（環境アセスメント）、②汚染物質の管理、③汚染物質排出量の削減、④リスクマネジメント、の4つのアプローチによるマネジメントを実施しています。これには水の使用量削減も対象に含まれます。</p> <p>【マネジメントアプローチ】</p> <p>https://www.tepco.co.jp/about/esg/environment/reduction/approach-j.html</p>
EWT24	<p>TEPCOグループは、日本の本州で160を超える箇所水力発電所を運営しており、その発電電力量は当社グループ全体の約98%を占めています。</p> <p>東京電力ホールディングスグループは、計画段階における需給の評価ならびに対応策については、国や電力広域的運営推進機関の議論を経て決定された内容を確認し、供給側の対策（kW公募など）ならびに需要側の対策（デマンドレスポンスなど）の需給両面で取り組んでいる。日々の運用においては、週次で短期的な需給見通しの確認を行い需給逼迫の予兆把握に努めています。</p> <p>供給側の一つである水力発電においては、発電に不可欠な河川水の取水・放水について、計画的に管理している。具体的には、水力発電所のダム・堰堤下流では、河川の環境を維持するために必要な水を放流するとともに、発電のために河川から取水する水は、法令に基づき許可を得た取水量を遵守しています。加えて、豪雨による河川増水が予想される際には、国との治水協定に基づいてダムからの事前放流等を行うこととしており、地域の防災においても豪雨被害軽減の重要な役割を担っています。</p>
EWT28	<p>EWT28_2[YES]</p> <p>Explanation of financial impact</p> <p>The cost of decommissioning the Fukushima Daiichi Nuclear Power Station is estimated at approximately 8 trillion yen which includes the cost of contaminated water treatment. As for the decommissioning reserve, we plan to allocate approximately 120 billion yen to the contaminated water countermeasure program from FY2022 to FY2024. This cost corresponds to the contaminated water countermeasure cost in the "Plan for Recovery of Reserve Fund for Decommissioning, etc." approved by the Minister of Economy, Trade and Industry in April 2022.</p>

EWT30	<p>EWT30_1_[2023] EWT30_6_[0] EWT30_8_[2022] EWT30_13_[0] EWT30_15_[2021] EWT30_20_[0]</p> <p>※当社グループは再利用／その他の用途で排水をしておりません。</p> <p>【Environmental Data 2023】P 4 https://www.tepco.co.jp/en/hd/about/esg/pdf/Environmental_data_2023_eng.pdf</p>
EWT31	<p>EWT31_1_[2023] EWT31_2_[50619971 Thousands (1,000) M347,263,067 Thousands (1,000) M3] EWT31_3_[25 Thousands (1,000) M3 24 Thousands (1,000) M3] EWT31_4_[0] EWT31_6_[0] EWT31_7_[0] EWT31_8_[0] EWT31_10_[2022] EWT31_13_[0] EWT31_15_[0] EWT31_16_[0] EWT31_17_[0] EWT31_19_[2021] EWT31_22_[0] EWT31_24_[0] EWT31_25_[0] EWT31_26_[0]</p> <p>※当社グループは採石場で採取された水、再利用水、雨水、海水は取水しておりません。</p> <p>【Environmental Data 2023】P 4 https://www.tepco.co.jp/en/hd/about/esg/pdf/Environmental_data_2023_eng.pdf</p>
EWT41	<p>発電に伴う取水／水消費量の原単位（m3/kwh）は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度：5.5 m3/kwh ・2021年度：5.7 m3/kwh ・2020年度：5.6 m3/kwh